

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年4月1日
(第13期) 至 平成24年3月31日

イー・アクセス株式会社

(E04482)

第13期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

イー・アクセス株式会社

目 次

	頁
第13期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	6
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【業績等の概要】	10
2 【生産、受注及び販売の状況】	13
3 【対処すべき課題】	14
4 【事業等のリスク】	15
5 【経営上の重要な契約等】	17
6 【研究開発活動】	17
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	18
第3 【設備の状況】	20
1 【設備投資等の概要】	20
2 【主要な設備の状況】	20
3 【設備の新設、除却等の計画】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
2 【自己株式の取得等の状況】	55
3 【配当政策】	55
4 【株価の推移】	56
5 【役員の状況】	57
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	61
第5 【経理の状況】	68
1 【財務諸表等】	69
(1) 【財務諸表】	69
(2) 【主な資産及び負債の内容】	115
(3) 【その他】	118
第6 【提出会社の株式事務の概要】	119
第7 【提出会社の参考情報】	122
1 【提出会社の親会社等の情報】	122
2 【その他の参考情報】	122
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	123

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月25日
【事業年度】	第13期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
【会社名】	イー・アクセス株式会社
【英訳名】	eAccess Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 千本 倅生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】	03-3588-7200
【事務連絡者氏名】	財務経理本部経理部長 町田 耕平
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】	03-3588-7200
【事務連絡者氏名】	財務経理本部経理部長 町田 耕平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高	(百万円)	67,564	94,467	83,067	181,541	—
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△8,365	△2,590	10,828	5,088	—
当期純利益又は 当期純損失(△)	(百万円)	△6,351	△9,849	4,148	14,565	—
包括利益	(百万円)	—	—	—	—	—
純資産額	(百万円)	19,433	12,702	13,155	—	—
総資産額	(百万円)	121,590	129,052	86,864	—	—
1株当たり純資産額	(円)	13,291.57	4,976.80	6,981.37	—	—
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	(円)	△4,396.36	△6,977.21	2,762.06	4,765.51	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	2,170.49	4,568.24	—
自己資本比率	(%)	15.5	7.4	14.6	—	—
自己資本利益率	(%)	—	—	37.3	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	24.7	9.6	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△4,872	19,107	14,872	52,002	—
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△97,361	△12,934	△3,999	△45,848	—
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△11,074	14,732	△53,303	△23,651	—
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	47,619	68,541	26,110	43,397	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	347 (63)	462 (119)	404 (45)	— (—)	— (—)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成22年7月1日を効力発生日として、持分法適用関連会社であったイー・モバイル株式会社を完全子会社とする株式交換を行いました。本株式交換は、当社を完全親会社、イー・モバイル株式会社を完全子会社とするものでありますが、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)上は、イー・モバイル株式会社が当社を取得したものとする「逆取得」に該当いたします。また、当社は平成23年3月31日付で当社を存続会社としてイー・モバイル株式会社を吸収合併いたしました。そのため、第12期の連結損益計算書は、イー・モバイル株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月30日の業績に、当社の9ヶ月分(平成22年7月1日から平成23年3月31日)の業績を連結した金額となっております。
3. 平成23年3月31日付で連結子会社であったイー・モバイル株式会社を吸収合併したため、第12期末において連結子会社が存在せず、第12期末の連結貸借対照表を作成しておりません。したがって、第12期の「包括利益」、「純資産額」、「総資産額」、「1株当たり純資産額」、「自己資本比率」及び「自己資本利益率」を記載しておりません。
4. 第9期及び第10期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」、「自己資本利益率」及び「株価収益率」については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）外数で記載しております。
6. 第10期の従業員数及び臨時従業員数が第9期に比して、115名、56名それぞれ増加したのは、主に平成20年9月1日より株式会社アッカ・ネットワークスを連結子会社に含めたためであります。
7. 第11期の従業員数及び臨時従業員数が第10期に比して、58名、74名それぞれ減少したのは、主に株式会社アッカ・ネットワークスとの合併による経営効率化及び持分法適用関連会社であったイー・モバイル株式会社への出向による人員シフトによるものであります。
8. 平成23年3月31日付で連結子会社であったイー・モバイル株式会社を吸収合併したため、第12期末において連結子会社が存在せず、第12期の従業員数及び臨時従業員数は記載しておりません。
9. 平成23年3月31日付で連結子会社であったイー・モバイル株式会社を吸収合併したため、第13期より非連結決算となっております。このため、第13期の連結経営指標等については記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高 (百万円)	67,257	78,623	77,029	70,906	204,743
経常利益 (百万円)	10,587	12,909	15,027	15,807	12,184
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	8,454	7,034	10,015	△18,228	15,156
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	17,101	18,368	18,392	18,482	18,503
発行済株式総数 (株)	1,461,310	普通株式 1,417,994 第1種優先株式 25	普通株式 1,447,496 第1種優先株式 25	普通株式 3,463,752 第1種優先株式 25	普通株式 3,465,180 第1種優先株式 25
純資産額 (百万円)	40,324	47,976	56,895	73,026	86,371
総資産額 (百万円)	142,448	161,148	130,584	352,952	352,312
1株当たり純資産額 (円)	28,464.80	32,042.71	37,549.22	20,347.74	24,190.80
1株当たり配当額 (円) (内、1株当たり 中間配当額) (円)	2,300 (1,150)	普通株式 2,300 (1,150) 第1種優先株式 1,596,162 (—)	普通株式 2,400 (1,200) 第1種優先株式 6,773,750 (3,386,875)	普通株式 2,400 (2,000) 第1種優先株式 7,448,750 (3,724,375)	普通株式 800 (400) 第1種優先株式 7,345,000 (3,672,500)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	5,852.03	4,934.73	6,834.42	△6,207.28	4,320.98
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	5,081.54	4,261.81	6,330.97	—	4,167.80
自己資本比率 (%)	28.3	29.8	43.6	20.7	24.5
自己資本利益率 (%)	21.5	15.9	19.1	—	19.0
株価収益率 (倍)	10.5	12.9	10.0	—	4.3
配当性向 (%)	39.3	46.6	35.1	—	18.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	57,042
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	△34,814
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	△27,219
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	—	—	—	—	38,412
従業員数 (名) (外、平均臨時雇用者数)	347 (63)	392 (53)	404 (45)	1,292 (747)	1,196 (134)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第9期から第12期までの各事業年度は連結財務諸表を作成しているため、また、第13期は重要性の乏しい非連結子会社のみであるため、持分法を適用した場合の投資利益を記載しておりません。

3. 平成20年12月26日付で、第1種優先株式25株を発行いたしました。
4. 平成19年3月期第2四半期より、四半期配当を実施しております。
5. 第9期及び第10期の1株当たり配当額は、四半期毎の配当額575円の合計2,300円、第11期の1株当たり配当額は、四半期毎の配当額600円の合計2,400円、第12期の1株当たり配当額は、第1四半期末の特別配当1,800円と第1四半期末を除く四半期毎の配当額200円の合計2,400円となっております。また、第13期の1株当たり配当額は、四半期毎の配当額200円の合計800円となっております。
6. 第12期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」、「自己資本利益率」、「株価収益率」及び「配当性向」については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）外数で記載しております。
8. 関連会社であったイー・モバイル株式会社に対し、第9期に460名、第10期に547名、第11期に693名を専任出向させております。
9. 第12期の正社員数及び臨時従業員数が第11期に比べ、それぞれ888名、702名増加したのは、主にイー・モバイル株式会社との合併によるものであります。
10. 第13期の臨時従業員数が第12期に比べ613名減少したのは、契約形態の変更によるものであります。

2 【沿革】

平成11年11月	イー・アクセス株式会社（本店所在地：東京都港区虎ノ門三丁目8番21号虎ノ門33森ビル）設立（資本金3,000万円）
平成11年12月	一般第二種電気通信事業の届出番号（A-113514）を取得
平成12年4月	NTT電話交換局2局にてADSL試験サービスを開始（青山局・三田局）
平成12年8月	新事業創出促進法の認定を取得（注）1
平成12年9月	第一種電気通信事業の許可番号（第264号）を取得
平成12年10月	無料試験サービスを終了し、有料サービスを開始
平成13年7月	電気通信基盤充実臨時措置法の認定を取得（注）2
平成13年11月	最大下り通信速度8Mbps ADSLサービス8Mbps ADSLサービスを開始
平成14年6月	日本テレコム株式会社より個人向けADSL回線事業譲受を実施
平成14年10月	「ADSLプラス」最大下り通信速度12Mbps ADSLサービスを開始
平成15年3月	IP電話事業者との提携によるIP電話の商用サービスを開始
平成15年7月	「ADSLプラスII」最大下り通信速度24Mbps ADSLサービスを開始
平成15年10月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
平成15年11月	「ADSLプラスQ」最大下り通信速度40Mbps ADSLサービスを開始
平成16年7月	AOLジャパン株式会社よりISP事業の営業譲受を実施
平成16年8月	最大下り通信速度47MbpsADSLサービスを開始
平成16年11月	最大下り通信速度50MbpsADSLサービスを開始
平成16年11月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
平成17年1月	子会社イー・モバイル株式会社を設立
平成17年5月	1.7GHz帯における国内初のW-CDMA実証実験を東京都内で開始
平成17年11月	子会社イー・モバイル株式会社が総務省より1.7GHz帯におけるW-CDMAでの本免許を取得
平成18年5月	子会社イー・モバイル株式会社が3,600億円超の事業資金を確保
平成19年3月	子会社イー・モバイル株式会社が東京都23区、名古屋、京都市、大阪市でHSDPA通信サービス『EMモバイルブロードバンド』を開始
平成19年5月	イー・モバイル株式会社が、株式の一部売却により連結子会社から持分法適用関連会社に異動
平成19年12月	関連会社イー・モバイル株式会社がHSDPA規格による下り最大通信速度7.2Mbpsのサービスを開始
平成20年3月	関連会社イー・モバイル株式会社が全国で音声サービスを開始
平成20年8月	第三者割当増資により株式会社アッカ・ネットワークスの株式を取得、9月1日より連結子会社化
平成20年11月	関連会社イー・モバイル株式会社がHSUPA規格を導入し、送信最大通信速度1.4Mbpsのサービスを開始
平成20年11月	株式会社アッカ・ネットワークスの株式を公開買付けにより追加取得、保有率を88.06%へ増加
平成21年6月	関連会社イー・モバイル株式会社が総務省より3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局開設計画の認定(免許)を取得
平成21年6月	株式会社アッカ・ネットワークスを吸収合併
平成21年7月	関連会社イー・モバイル株式会社がHSPA+規格を導入し、下り最大通信速度21Mbpsのサービスを開始
平成22年7月	関連会社イー・モバイル株式会社を株式交換により完全子会社化
平成22年12月	子会社イー・モバイル株式会社がDC-HSDPA規格による下り最大通信速度42Mbpsサービスを開始
平成23年3月	子会社イー・モバイル株式会社を吸収合併
平成24年3月	最大下り通信速度75MbpsのLTEサービス「EMOBILE LTE」を開始

- (注) 1. 新たな事業分野の開拓を図る事業者を支援するために設けられた促進法で、認定事業者はストックオプション制度の特例、債務保証、低利融資制度等の支援を受けることができます。
2. 電気通信分野における技術革新を促すために設けられた措置法で、認定事業者は低利融資制度、優遇税制、債務保証等を受けることができます。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と子会社2社（株式会社カルティブ及びCV1投資事業有限責任組合）により構成されております。

なお、株式会社カルティブ及びCV1投資事業有限責任組合は、会社の規模（総資産及び利益剰余金）、グループ業績への影響割合（売上高及び当期純損益）、将来性等を勘案して連結の範囲より除外しております。

事業におけるセグメントの位置付けは、次のとおりであります。

なお、平成23年3月31日に当社とイー・モバイルとの間で、当社を存続会社とする吸収合併を実施したことにより、事業管理体制の最適化を図るため、従来のモバイル事業、ネットワーク事業、デバイス事業を再編成し、新たに無線事業と固定事業に事業区分を変更しております。これに伴い平成23年4月1日より開始される事業年度より、当社グループの報告セグメントの区分を「無線事業」、「固定事業」としております。

①無線事業

「イー・モバイル」ブランドで、3.5世代・HSDPA規格を用いた高速モバイルデータ通信サービスと音声サービスの提供及び各サービスに付随する端末の販売を行ってまいりました。平成24年3月からは次世代通信規格であるLTEを採用し、下り最大速度75Mbpsのモバイル通信サービス「EMOBILE LTE」を開始いたしました。

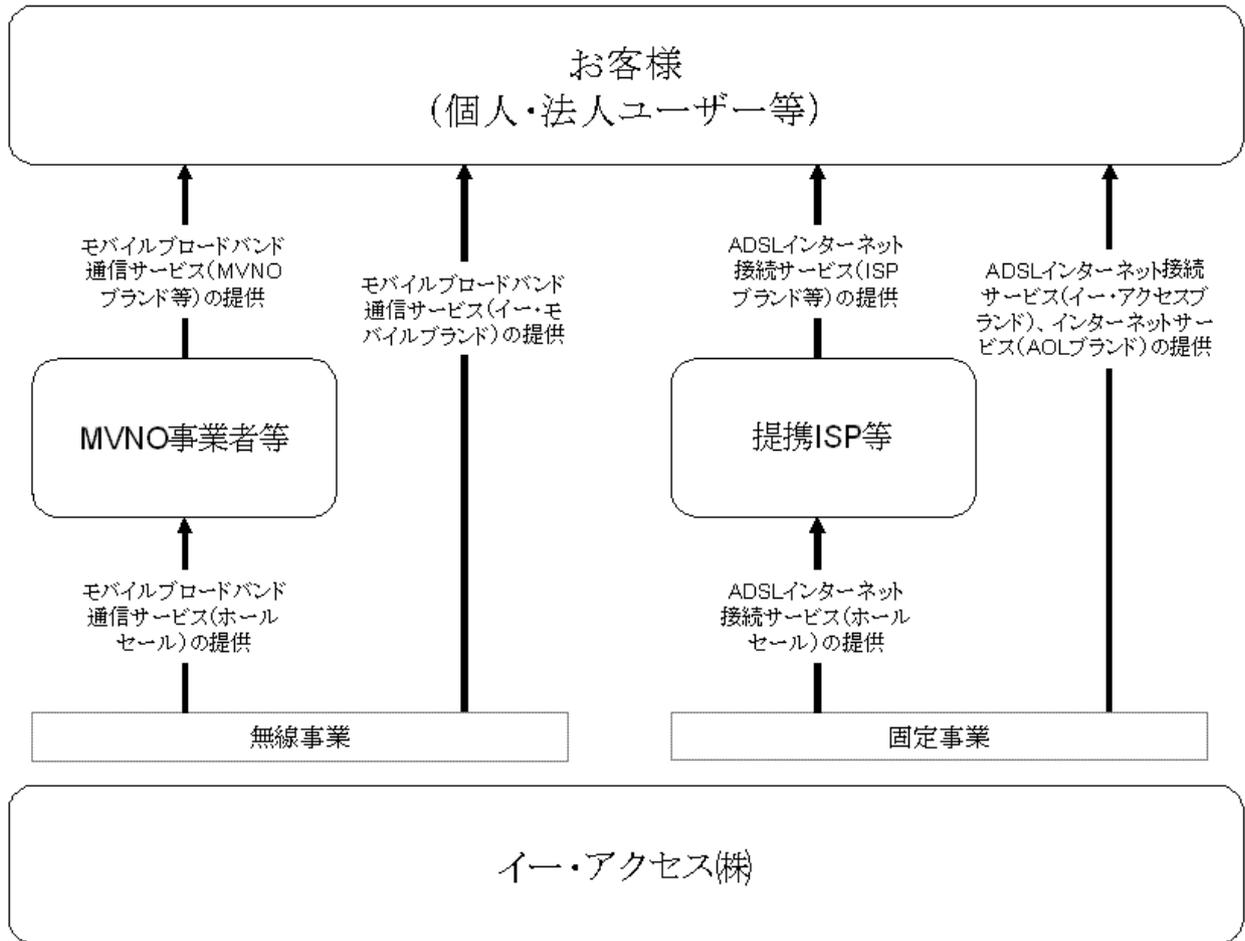
無線事業では、従来のデータカード型端末やスマートフォンなどの音声機能付き端末だけでなく、携帯音楽プレーヤーや携帯ゲーム機などWi-Fi対応機器の多様化に合わせ、モバイルWi-Fiルーター「Pocket WiFi(ポケットWiFi)」や、モバイルWi-Fiルーターとしても使用できるテザリング機能をオープンにしたAndroid™ OS搭載スマートフォンをお客様に提供しております。

②固定事業

ADSL事業者としてISPなどのビジネスパートナーへのホールセールを通じ、お客様にADSL回線を提供し、FTTHとの料金格差や導入の容易性といったADSLの優位性を生かしたサービスの訴求を行っております。

また、固定事業では、前述のADSLサービスのホールセールに加え、米 AOL Inc. との提携によるAOLブランドのISPサービスを展開しております。

事業系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

(平成24年3月31日現在)

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
1,196(134)	35.34	5.0	6,636,960

セグメントの名称	従業員数 (名)
無線事業	840(119)
固定事業	158(11)
全社 (共通)	198(4)
合計	1,196(134)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、正社員数は平成24年3月31日現在の人員数を、臨時従業員数は当事業年度の平均人員数を () 外数で、それぞれ記載しております。なお、当社からの出向者 (97名) は除いております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 臨時従業員数が前事業年度に比べ613名減少したのは、契約形態の変更によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社グループでは労働組合は結成されておきませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社は、平成23年3月31日付で連結子会社のイー・モバイル株式会社（以下、「イー・モバイル」といいます。）を吸収合併した結果、連結子会社がなくなったため当事業年度より非連結決算となっており、前事業年度との連続性がなくなっていることから、セグメント損益の前年同期比について記載しておりません。また、財務諸表の損益の前年同期比についても、当事業年度がイー・モバイル吸収合併後であり、前事業年度との連続性がなくなっていることから記載しておりません。

「イー・モバイル」ブランドでモバイルブロードバンド通信サービスを提供する無線事業においては、携帯音楽端末や携帯ゲーム端末、タブレット端末などWi-Fi対応機器の普及により需要が拡大しているモバイルWi-Fiルーター「Pocket WiFi（ポケットワイファイ）」及びテザリング機能を搭載したスマートフォンを中心とした販売施策を展開したことにより、契約数を伸ばし売上高を拡大しました。無線事業の契約数の堅調な伸びに伴い当社の売上高は204,743百万円となりました。利益面においては、無線事業の広告宣伝費及び販売促進費の増加があったものの営業利益は24,441百万円となり、営業外費用として支払利息及び社債利息10,349百万円等の計上により経常利益は12,184百万円となりました。また、平成23年度税制改正に伴い繰延税金資産の一部を取り崩したものの、繰延税金資産の回収可能性の見直しをした結果、繰延税金資産が増加し、法人税等調整額△3,206百万円を計上いたしました。これにより、当期純利益につきましては15,156百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、平成23年3月31日に当社とイー・モバイルとの間で、当社を存続会社とする吸収合併を実施したことにより、事業管理体制の最適化を図るため、従来のモバイル事業、ネットワーク事業、デバイス事業を再編成し、新たに無線事業と固定事業に事業区分を変更しております。これに伴い平成23年4月1日より開始される事業年度より、当社グループの報告セグメントの区分を「無線事業」、「固定事業」としております。

① 無線事業

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度	比較増減	%
売上高	—	160,069	—	—
セグメント利益（営業利益）	—	9,637	—	—

	前事業年度	当事業年度	比較増減	%
純増契約数（千契約）	766.1	899.2	133.1	17.4
累計契約数（千契約）	3,117.9	4,017.2	899.2	28.8
ARPU（円/月）	3,160	2,740	△420	△13.3
月次解約率（%）	1.38	1.50	0.12	—

※ARPU：1契約当たりの平均収入（10円未満四捨五入）

無線事業は、携帯音楽端末や携帯ゲーム機、タブレット端末などWi-Fi対応機器の普及に伴い、モバイルWi-Fiルーター「Pocket WiFi」を中心に契約数を伸ばしております。平成23年7月28日に発売した下り最大速度42MbpsのPocket WiFi「GP02」の通信速度の速さとリーズナブルな料金を訴求したマーケティング展開に加え、「Sony Ericsson mini」など先進的なスマートフォンを発売いたしました。また、平成24年3月15日には次世代通信規格であるLTEを採用し下り最大速度75Mbpsの「EMOBILE LTE」の提供を開始しております。また、「イー・モバイル」ブランド認知向上を目的としたTVCMなどの広告展開、自社販売チャネルの強化として店舗網の拡充にも取り組みました。これらにより、平成24年3月末現在における累計契約数は401.7万契約となり、前年同期末比で89.9万契約（28.8%）増加いたしました。

契約数の堅調な伸びに従い、当事業年度における売上高は160,069百万円となりセグメント利益（営業利益）は9,637百万円となりました。

なお、平成24年3月末現在の通信可能エリアの全国人口カバー率は92.6%となっております。

契約数

当事業年度の新規契約数から解約数を差し引いた純増契約数は89.9万契約となりました。これは、モバイルブロードバンド回線の卸売り及び量販店において、主に平成23年7月に提供を開始した42Mbps対応の「Pocket WiFi」を中心とした販売施策の展開により契約数が伸びたことによるものです。

ARPU

当事業年度のARPUは、前事業年度の3,160円から420円減少し、2,740円となりました。これは、主として月額料金を抑えたモバイルブロードバンド回線の卸売り販売比率の増加によるものです。

解約率

当事業年度の解約率は1.50%となり、前事業年度から0.12ポイント上昇いたしました。これは主に、2年間の長期契約割引期間の満了に伴い一部の顧客に解約が生じたことに加え、大口法人顧客及びモバイルブロードバンド回線の卸売り先における解約によるものです。

②固定事業

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度	比較増減	%
売上高	—	44,674	—	—
セグメント利益（営業利益）	—	14,804	—	—

	前事業年度	当事業年度	比較増減	%
ADSL累計契約数（千契約）	1,928	1,565	△363	△18.8
ADSL ARPU(円/月)	1,961	2,001	40	2.0
ADSL 月次解約率（%）	2.03	2.12	0.09	—

※ARPU：1契約当たりの平均収入（1円未満四捨五入）

固定事業においては、ADSL回線の卸売り先であるISP・パートナー企業と連携し新規顧客の獲得及び解約抑止に努めましたが、解約数が新規契約数を上回り、累計契約数が減少しました。平成24年3月末現在のADSL累計契約数は156.5万契約となっております。

この結果、当事業年度の売上高は44,674百万円となり、セグメント利益（営業利益）は14,804百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当社は、平成23年3月31日付で連結子会社のイー・モバイルを吸収合併した結果、連結子会社がなくなったため、当事業年度より非連結決算となっており、前事業年度は当社単体のキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、前年同期比について記載しておりません。

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、当事業年度の期首残高43,397百万円から、当事業年度において4,986百万円減少したことにより、38,412百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは57,042百万円の収入となりました。これは主に、税引前当期純利益11,970百万円、非資金損益項目である減価償却費37,856百万円、売上債権の増加による支出6,331百万円、たな卸資産の増加による支出2,339百万円、仕入債務及び未払金の増加による収入13,687百万円、法人税等の還付による収入2,581百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは34,814百万円の支出となりました。これは主に、固定資産の取得による支出36,823百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは27,219百万円の支出となりました。これは長期借入金の借入と返済による純支出63,601百万円、社債の発行による収入55,997百万円、社債の償還による支出14,048百万円、配当金の支払による支出2,956百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は、平成23年3月31日付で連結子会社のイー・モバイル株式会社を吸収合併した結果、連結子会社がなくなったため当事業年度より非連結決算となっており、前事業年度との連続性がなくなっていることから、前年同期比については記載しておりません。

(1) 生産実績

当社グループは、サービスの提供にあたり製品の生産を行っていないため、生産実績について記載すべき事項はありません。

(2) 仕入実績

当事業年度における仕入実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
無線事業	14,701	－
合計	14,701	－

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

(4) 販売実績

当事業年度におけるセグメント毎の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
無線事業	160,069	－
固定事業	44,674	－
合計	204,743	－

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額（百万円）	割合（％）
ソフトバンクモバイル株式会社	32,675	16.0
KDDI株式会社	14,465	7.1
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	10,182	5.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、継続的に安定した通信サービスを提供できるよう通信品質の確保に取り組むとともに、いつでも簡単に安心して利用できるブロードバンドサービスを提供してまいります。

そのために、具体的には以下の項目を対処すべき重要課題として取り組んでまいります。

① 販売体制及びマーケティングの強化

当社は、提携パートナー及び販売代理店との連携による顧客獲得を中心に契約者数を伸ばしてまいりました。今後は提携先との連携を更に強化し効率的な販促活動を継続するとともに、イー・モバイルショップ等の当社独自の販売チャネルを拡大し、顧客獲得機会をより一層充実させることを目指します。

更に、「イー・モバイル」ブランドの認知度向上や当社サービスの優位性の市場への訴求等を目指し、マーケティング活動を強化してまいります。

② 事業拡大と事業間のシナジー効果の最大化

当社は、成長を続ける無線事業の積極的な拡大及び固定事業の安定的な収益確保を図るため、顧客に対し無線通信と固定通信を融合した魅力あるサービスの提供を目指します。

無線事業においては、高速通信技術を活かした新たなサービスや料金体系、魅力ある端末等を提供していくことで、モバイルブロードバンドの利便性や機能性の訴求を図り、ブロードバンドをどこでもシームレスに利用できる社会を実現するための取り組みを積極的に行ってまいります。

固定事業においては、F T T Hとの料金格差や導入の容易さといったA D S Lの優位性をいかしたサービスの訴求を行い、新規顧客の獲得と既存顧客の維持に努めます。

③ コスト競争力の強化

魅力的な料金設定を行い顧客基盤を拡大し、積極的な事業展開を推進するためには、コストを抑え低価格でも利益を出せる体質の構築・強化が必要であります。当社では、提携ISPや販売代理店との連携強化により契約者獲得コストを抑制し、無線事業において国際基準に準拠した技術や最新の小型基地局の導入により開発や基地局設置に係るコストを抑制、また、固定事業とのネットワークの共有により設備投資やランニングコストを抑制するなど、様々な面でコスト競争力の強化を図りつつ、事業拡大に向けた取り組みを行ってまいります。

更に、業務プロセス改革による業務効率の向上、社員の機動的な再配置を通じた人員関連コストの削減、一円単位でのコスト意識の徹底等に取り組む、一層筋肉質で強固な経営体質を目指してまいります。

④ 顧客満足度の向上

当社の顧客にはモバイル通信サービス及びADSLサービスやAOLのISPサービスの契約者、並びに提携ISPや販売代理店が含まれます。今後も契約者数を維持、拡大するためには、継続的な品質向上の取り組みを行い、顧客満足度を向上させることが重要であります。また、顧客との窓口となる提携ISPや販売代理店との関係性を強化するとともに、顧客に対する直接的なマーケティングコミュニケーション活動も拡充してまいります。

⑤ 社内管理体制と従業員教育の強化

当社は、急成長による企業規模拡大の弊害として様々な管理が不十分となることが無いように、組織体制の整備、各種規程の充実、業務プロセスの洗練を図るとともに、従業員教育を徹底してまいります。

個人情報管理の観点では、当社が取り扱う顧客の個人情報を適切に管理、保護することが社会的責務と考えております。当社では、情報セキュリティを恒常的に推進、管理、監督するための組織である「情報セキュリティ委員会」が中心となり、顧客データへのアクセス手順の厳格化、高セキュリティエリアへの入室制限、社内ネットワークへのセキュリティソフトウェアの導入等に加え、セキュリティポリシーや関係規程の整備及び運用を行っております。当社は、今後も個人情報管理が社員全員の重要な責務であることを認識し、引き続き情報の適正な取扱いと慎重な管理を進めてまいります。

内部統制の観点では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制を整備しております。コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、関連する規程の整備・見直しを定期的に行うほか、役職員のコンプライアンスに対する意識を高めるための取り組み、当社の経営に重大な損害を及ぼすおそれのあるリスクを回避もしくは最小限に抑えるための体制を引き続き強化してまいります。

更に、金融商品取引法に定める内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うべく、専任部署の「内部統制室」を中心に、内部統制の有効性を評価し、必要な整備・改善等を継続的に行ってまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業展開上のリスク要因になる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断、あるいは当社の事業活動を理解するうえで重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。なお、本項においては将来に関する事項の記載が含まれておりますが、当該事項は当事業年度末現在において判断したものであります。

① 競合状況について

ブロードバンド市場及び携帯電話市場における競合他社の中には、当社に比べ大きな資本力、技術力、販売力等の経営資源、幅広い顧客基盤、高い知名度等を有している企業が存在します。また、今後更に競合他社が増加し、競争が激化する可能性もあります。これら競合他社の中には、当社にはない付加価値サービスを提供するもの、当社よりも広いエリアでサービスを提供するものがあり、将来においても更に様々な面で当社に勝るサービスを提供するものが出てくる可能性があります。こうした競合他社との競争が更に激化した場合には、当社の収益性や販売力が低下し、経営基盤が弱まる可能性があります。

② 無線事業計画の遂行について

当社が無線事業を営む移動体通信市場は、モバイルブロードバンドサービスの拡大や通信料金定額制の導入、スマートフォンの台頭など大きな変革期を迎えており、これらをはじめ事業者間の競争環境の変化には予想し得ない要素もあり、当社の計画どおりの成果が上がらない可能性があります。無線事業において、技術革新や代替技術の登場による当社サービス価値の低下など、予想し得ない様々な事業環境の変動要素により計画以上に損失や資本支出が発生し、事業計画を変更せざるを得なくなった場合、当社の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

また、現在割り当てられている周波数帯に加え、新たな周波数帯が割り当てられた場合には、追加の設備投資等のための多額の資金調達が必要になる可能性があります。その場合には、新たな資金調達のコスト負担が当社の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。一方で、加入者の増加により、現在割り当てられている周波数幅が不十分となった場合、提供サービスの品質低下や、競争力のあるサービス提供ができなくなるおそれがあります。かかる場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

更に、無線事業の基地局設置においては、近隣の他の事業者の基地局に対して電波干渉を軽減するための対策を行うことが必要となる場合があります。後発参入事業者である当社がこの電波干渉対策費用の一部を負担することが必要となる可能性があり、その費用負担が当社の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

③ 固定事業について

光ファイバーや無線を活用したブロードバンド通信の政策や市場の動向次第では、今後これらサービスの更なる料金値下げ、サービスエリア拡大等により、ADSLサービス加入者のFTTHサービスや無線サービスへの移行が加速し、当社ADSLサービス加入者の減少がより顕著になる可能性があります。かかる場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与えるおそれがあります。

④ 当社の事業資金の確保について

無線事業の資金確保のために調達した借入契約に関し、当社の保有する無線事業の主要な資産等について担保権が設定され、また、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。今後これらの制限条項に抵触した場合、当社は契約上の全ての債務について期限の利益を喪失し、当社の経営全体に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、総務省より新たな周波数帯の割り当てを受けるために、追加の設備投資等のための多額の資金が必要になる可能性があります。資金調達の目途が立たないことなどにより、新たな周波数の割り当てを受けられない場合には、無線事業の競争力や成長性が制限されるなど、当社事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ モバイル端末の在庫について

無線事業の遂行にあたり、販売機会の損失を防ぐためには適切な携帯端末の在庫量を保有して流通させる必要があります。しかしながら、在庫量が過剰となり販売の見通しが立たない事態が発生した場合には評価損の計上が必要となり、当該費用が当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

⑥ 固定事業に関わる設備維持と調達について

当社は、ADSL事業を機器メーカーからの設備購入により展開しておりますが、市場の成熟と新規設備投資の縮小に伴いADSLチップを提供するベンダーが製造を打ち切り、新たなADSLモデムの調達が困難となる可能性があります。このため、既存のADSL機器が故障した場合の補修部品の手配が難航し、ADSLサービスの提供に支障が生じる可能性があります。

また、当社の伝送設備については、適宜、新規設備への更改等による予防保全に努めておりますが、設備老朽化により当社のネットワークに障害が発生し、サービスの提供に支障が生じる可能性があります。

⑦ 取引先との関係について

a. 提携パートナーとの関係

ISPなどのビジネスパートナーへのADSL回線、モバイルブロードバンド回線等のホールセールという当社の事業構造上、提携パートナー企業の販売活動方針の変更、これらの企業の統合や買収、業績の悪化等によっては、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

b. 販売代理店との関係

当社サービスを販売する家電量販店等の販売代理店の販促施策や方針の変更によっては、当社サービスの販売活動が縮小される等の理由から、当社の契約者数が順調に増加しない可能性があります。

c. NTT等他の通信事業者との関係

当社は、固定事業においては、ADSL設備をNTT電話交換局などに設置し、NTTが保有する電話回線を利用しており、また、無線事業においては、他事業者が提供する伝送サービスを利用するなど、NTTグループ及びその他通信事業者にサービスの一部を依存しており、何らかの理由によりNTTの設備開放義務等に関する規制や接続料金の変更、他事業者との契約内容で当社に不利な変更等があった場合には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 法的規制等の制度的環境について

当社が提供する電気通信事業に関する主要な法規制は電気通信事業法及び電波法に基づくものであり、当社は総務省へ電気通信事業の登録及び認定、携帯電話事業を行うために必要な周波数の割り当てを受けております。何らかの理由により、かかる登録もしくは認定の取消等、総務省その他の監督官庁より何らかの行政処分等を受けた場合には、モバイルサービスの事業領域を含めた企業の成長性が制限されるなど、当社事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 自然災害等について

当社は、ネットワークやシステム等の継続的な運用、サービスの安定した提供のため、ネットワークの冗長化等の様々な対策を講じておりますが、地震、台風、津波、洪水等の自然災害や電力供給不足等による停電が発生した場合、その規模によっては、ネットワーク及びシステムの障害が発生し、サービス提供の停止等に陥るおそれがあります。かかる場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

⑩ 個人情報の取扱について

当社は顧客の個人情報を取扱い、様々な手段を講じて情報の適正な取扱いと慎重な管理を進めておりますが、外部からの不正アクセスや社内管理の不手際などにより情報の外部流出等が発生した場合、当社への損害賠償請求や社会的信用の失墜等によって、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

⑪ 今後の事業展開について

当社は、既存サービスの売上の増加やコスト削減効果、新サービスの導入により将来的な企業の成長などの可能性があるかと判断した場合には、事業提携やM&A等についての検討を行っていく方針ですが、提携先の事業や譲受事業が計画通りに進展せず、当社が期待する効果があがらない可能性もあり、かかる場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与えるおそれがあります。

5 【経営上の重要な契約等】

相互接続協定書

契約の名称	会社名	契約内容	契約期間
相互接続協定書	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社	当社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の設備を接続することにより、顧客の通信を行っております。なお、契約は各社と個別に締結しております。	契約期間は特に定めておらず、当社から協定解除をする場合は、1年以上前に他の事業者に対し書面で通知することとなっております。
相互接続協定書	ISP事業者 (注1)	当社、インターネット接続業者間で接続を行うことにより、顧客にインターネットへの接続サービスを提供しております。なお、契約は各社と個別に締結しております。	契約期間は特に定めておらず、ISP事業者から協定を解除する場合は、ISP事業者から当社に対し、1年等、事前に書面で通知することとなっております。
相互接続協定書	音声役務提供事業者 (注2)	当社、音声役務提供事業者間で接続を行うことにより、顧客に携帯電話サービスを提供しております。なお、契約は各社と個別に締結しております。	契約期間は特に定めておらず、音声役務提供事業者から協定を解除する場合は、音声役務提供事業者から当社に対し、1年等、事前に書面で通知することとなっております。

(注) 1. KDDI株式会社、ニフティ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社
他19社

(注) 2. 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、
ソフトバンクテレコム株式会社 他24社

シンジケートローン契約

当社の中長期的な財務基盤をより強化することを目的に、平成18年3月にイー・モバイルがモバイル事業で必要となる資金を確保するために締結した借入契約に基づく借入金のリファイナンスを行い、取引金融機関32行と総額165,000百万円、借入期間最長5年のシンジケートローン契約を締結しております。当事業年度末日の当社の借入実行額は95,512百万円であります。当該シンジケートローン契約に関し、当社の保有する主要資産（平成24年3月31日現在の当社帳簿価額209,529百万円）について担保権が設定されております。なお、当該シンジケートローン契約に関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。平成24年3月31日現在、当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触していません。

6 【研究開発活動】

当事業年度においては、主に無線事業における端末開発に関する費用等767百万円を研究開発費として計上しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

この財務諸表の作成に当って採用している重要な会計基準は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載されているとおりであります。

当社グループの財務諸表の作成において、収益・費用または資産・負債の状況に影響を与える見積りは、過去の実績や入手可能な情報に基づいて合理的に判断しておりますが、これらは不確実性を伴うため、実際の結果とは異なる場合があります。

(2) 経営成績の分析

当社は、平成23年3月31日付で連結子会社のイー・モバイルを吸収合併した結果、連結子会社がなくなったため、当事業年度より非連結決算となっております。このため財務諸表の損益の前年同期比については、当事業年度がイー・モバイル吸収合併後であり、前事業年度との連続性がなくなっていることから記載しておりません。

① 売上高

当事業年度における売上高は、204,743百万円となりました。セグメント別にみると、無線事業においては、携帯音楽端末や携帯ゲーム機、タブレット端末などWi-Fi対応機器の普及に伴い、モバイルWi-Fiルーター「Pocket WiFi」を中心に契約数を伸ばしており、平成24年3月15日には次世代通信規格であるLTEを採用し下り最大速度75Mbpsの「EMOBILE LTE」の提供を開始しております。契約数の堅調な伸びに従い、当期における無線事業の売上高は160,069百万円となりました。また、固定事業においては、ADSL回線の卸売り先であるISP・パートナー企業と連携し新規顧客の獲得及び解約抑止に努めましたが、解約数が新規契約数を上回り、累計契約数が減少したため、売上高は44,674百万円となりました。

② 営業利益

当事業年度の営業利益は、24,441百万円となりました。セグメント別にみると無線事業においては、契約数の堅調な伸びに伴い営業利益は9,637百万円となりました。また、固定事業の営業利益は14,804百万円となりました。

③ 経常損益

当事業年度の経常利益は、支払利息6,252百万円、社債利息4,097百万円、及び支払手数料1,887百万円を計上した結果、12,184百万円となりました。

④ 特別損益

特別利益として、固定資産売却益4百万円を計上しております。また、特別損失として、固定資産除却損218百万円を計上しております。

⑤ 当期純利益

税引前当期純利益は11,970百万円となり、平成23年度税制改正に伴い繰延税金資産の一部を取り崩したものの、繰延税金資産の回収可能性の見直しをした結果、繰延税金資産が増加し、法人税等調整額△3,206百万円を計上いたしました。当期純利益は15,156百万円となり、1株当たり当期純利益は4,320円98銭となっております。

(3) 財政状態の分析

当事業年度末の流動資産、有形固定資産、無形固定資産はそれぞれ122,173百万円、148,220百万円、40,504百万円となり、前事業年度末に比べそれぞれ2,265百万円の減少、3,496百万円の増加、7,296百万円の減少となりました。流動資産の減少は主に現金及び預金の減少7,014百万円、契約数及び端末販売の増加による売掛金の増加6,331百万円、端末仕入の増加による商品の増加2,325百万円等によるものであります。また、投資その他の資産は40,296百万円となり、前事業年度末に比べ4,673百万円の増加となりました。これは主に長期未収入金の増加1,463百万円、繰延税金資産の増加2,335百万円によるものであります。これらの結果、資産合計は352,312百万円となり、前事業年度末に比べ639百万円の減少となりました。

当事業年度末の流動負債は85,109百万円となり、前事業年度末に比べ5,700百万円の増加となりました。これは主に1年内償還予定の社債の償還等による減少12,468百万円、1年内返済予定の長期借入金の返済及び長期借入金からの振替による増加8,388百万円、広告宣伝費や販促費、運用コストの増加や期末日が銀行非営業日であった影響による未払金の増加9,865百万円によるものであります。固定負債は180,832百万円となり、前事業年度末に比べ19,685百万円の減少となりました。これは主として長期借入金の返済等による減少71,989百万円、また社債の発行等による増加54,862百万円によるものであります。これらの結果、負債合計は265,941百万円となり、前事業年度末に比べ13,985百万円の減少となりました。

当事業年度末の純資産は86,371百万円となり、前事業年度末に比べ13,345百万円の増加となりました。これは剰余金の配当2,956百万円があったものの、繰延ヘッジ損益の増加1,088百万円、当期純利益15,156百万円を計上したためであります

(4) キャッシュ・フローの分析

当社は、平成23年3月31日付で連結子会社のイー・モバイルを吸収合併した結果、連結子会社がなくなったため、当事業年度より非連結決算となっており、前事業年度は当社単体のキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、前年同期比について記載しておりません。

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、当事業年度の期首残高43,397百万円から、当事業年度において4,986百万円減少したことにより、38,412百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは57,042百万円の収入となりました。これは主に、税引前当期純利益11,970百万円、非資金損益項目である減価償却費37,856百万円、売上債権の増加による支出6,331百万円、たな卸資産の増加による支出2,339百万円、仕入債務及び未払金の増加による収入13,687百万円、法人税等の還付による収入2,581百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは34,814百万円の支出となりました。これは主に、固定資産の取得による支出36,823百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは27,219百万円の支出となりました。これは長期借入金の借入と返済による純支出63,601百万円、社債の発行による収入55,997百万円、社債の償還による支出14,048百万円、配当金の支払による支出2,956百万円によるものであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は33,233百万円であります。これは主に、無線事業における通信速度の高速化及び契約数の増加に伴い増大するトラフィックへの対応のための無線通信設備増強など(29,662百万円)や、固定事業におけるバックボーンサービスの提供に係る通信設備の増強など(3,402百万円)によるものであります。

なお、設備投資額には、有形固定資産の他、無形固定資産に対する投資金額が含まれております。

2【主要な設備の状況】

(平成24年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							合計	従業員数 (名) (注)3
			建物	構築物	機械設備	無線通信設備	端末設備	ソフトウェア (注)2	その他 (注)2		
(注)1	無線事業	無線通信設備等	456	16,089	1,209	115,533	—	24,351	19,439	177,077	840(119)
(注)1	固定事業	固定通信設備等	9	—	7,168	—	867	1,870	679	10,591	158(11)
本社 (東京都港区)	全社 (共通)	本社設備	531	—	—	—	—	40	485	1,055	198(4)
合計			996	16,089	8,377	115,533	867	26,261	20,602	188,724	1,196(134)

(注)1. 構築物、機械設備及び無線通信設備は全国の局舎・無線基地局・自社ネットワークセンター内に設置されております。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、土地(面積2,972㎡)、建設仮勘定、商標権及び施設利用権の合計であります。また、「ソフトウェア」にはソフトウェア仮勘定が含まれております。

3. 従業員数の()は臨時雇用者数を外書きしております。

4. 金額には消費税等を含めておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
			総額	既支払額			
(注)1	無線事業	通信設備等	41,000	—	自己資金 及び 借入金	平成24年4月	平成25年3月
	固定事業	伝送設備等	4,000	—		平成24年4月	平成25年3月
合計			45,000	—	—	—	—

(注)1. 通信設備等及び伝送設備等は、全国の局舎・無線基地局・自社ネットワークセンター内に設置予定であります。

2. 金額には消費税等を含めておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	5,459,760
第1種優先株式	10,000
第2種優先株式	10,000
第3種優先株式	10,000
計	5,489,760

(注) 第1種優先株式、第2種優先株式または第3種優先株式の取得があった場合には、それぞれこれに相当する株式の数を減ずる旨を定款に定めております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,465,180	3,465,180 (注) 1	東京証券取引所 (市場第一部)	—
第1種優先株式	25	25	—	(注) 4
計	3,465,205	3,465,205 (注) 1	—	—

(注) 1. 提出日現在の発行数には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された転換社債の転換請求権を含む。）により発行された株式数は、含まれておりません。

2. 当社は、普通株式のほか、第1種優先株式を発行しております。

当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、普通株式とは異なり、第1種優先株式については、法律上別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない旨定めております。

なお、普通株式及び第1種優先株式のいずれについても、単元株式数は定めておりません。

3. 当社は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めを設けておりません。

4. 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

(ア) 第1種優先配当金

① 当社は、各事業年度にかかる期末配当金（定款第43条第1項において定義する。）の支払いについて、普通株式その他の配当に関して第1種優先株式に劣後する株式（以下まとめて「劣後株式」という。）を有する株主（以下「劣後株主」という。）に対する期末配当金の支払いに先立ち、当該事業年度の末日（以下、第1種優先配当金にかかる「基準日」という。）における第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）に対して、第1種優先株式一株につき、その発行価額に6ヶ月円LIBOR（以下に定義する。）に下記のスプレッドを加えた年率（以下「第1種優先株式配当年率」という。）を乗じて算出した額（以下「第1種優先配当金額」という。ただし、平成21年3月31日を基準日とする第1種優先配当金（以下に定義する。）については、この額に、払込期日（同日を含む。）から平成21年3月31日（同日を含む。）までの期間につき、1年365日とする日割計算により算出される金額とする。）の期末配当金（以下「第1種優先配当金」という。）（円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）を支払わない限り、劣後株主に期末配当金を支払わない。

「6ヶ月円LIBOR」は、各年4月1日（以下「計算日」という。）の午前11時（ロンドン時間）現在において、テレレート3750ページ（又はこれを承継するサービスの対応する参照ページ。以下同じ。）に表示される6ヶ月円LIBORを指すものとする。ただし、計算日に、6ヶ月円LIBORがテレレート3750ページに表示されない場合又はテレレート3750ページが利用不能となった場合には、当社は計算日に全ての利率照会銀行（当該計算日午前11時の前、最後にテレレート3750ページに表示された6ヶ月円LIBORを算出するために、そのレートを提供しそれが使用された銀行をいう。以下同じ。）の東京の主たる店舗に対し、計算日の午前11時現在の日本円の6ヶ月のオファードレートの提示を求める。この場合、当社に日本円6ヶ月オファードレートを提示した利率照会銀行が2行以上の場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該オファードレートを提示した利率照会銀行の日本円6ヶ月オファードレートの算術平均値（算術平均値を小数点第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）とする。また、当社に計算日の午前11時現在の日本円6ヶ月のオファードレートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該計算日の前営業日の午前11時現在のテレレート3750ページに表示された6ヶ月円LIBORとする。当該計算日の前営業日に、6ヶ月円LIBORがテレレート3750ページに表示されない場合又はテレレート3750ページが利用不能の場合には、上記ただし書きの規定を準用する。

「スプレッド」は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

- ・平成21年3月31日に終了する事業年度のスプレッド：5.0%
- ・平成22年3月31日に終了する事業年度のスプレッド：6.0%
- ・平成23年3月31日に終了する事業年度及びこれ以降の事業年度のスプレッド：7.0%

- ② 前項の規定にかかわらず、各事業年度において第1種優先株主に対して四半期配当金（定款第43条第2項に定義する。）を支払った場合は、当社は、当該事業年度にかかる期末配当金の支払いについて、劣後株主に対する期末配当金の支払いに先立ち、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額から第1種優先四半期配当金（以下に定義する。）を減じた額の期末配当金を支払わない限り、劣後株主に対して期末配当金を支払わない。

(イ) 第1種優先四半期配当金

当社は、各事業年度にかかる四半期配当金の支払いについて、劣後株主に対する四半期配当金の支払いに先立ち、当該四半期の末日（以下、第1種優先四半期配当金にかかる「基準日」という。）における第1種優先株主に対し、一株につき第1種優先配当金額の4分の1の金額（ただし、平成20年12月31日を基準日とする第1種優先四半期配当金（以下に定義する。）については、この額に、払込期日（同日を含む。）から平成20年12月31日（同日を含む。）までの日数を分子とし、平成20年10月1日（同日を含む。）から平成20年12月31日（同日を含む。）までの日数を分母とする分数を乗じて算出される金額とする。）の四半期配当金（以下「第1種優先四半期配当金」という。）（円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）を支払わない限り、劣後株主に対して四半期配当金を支払わない。

(ウ) 第1種優先配当金の累積

各事業年度において第1種優先株主に対して支払った一株あたりの期末配当金及び四半期配当金の合計額が第1種優先配当金額に達しない場合の不足額（以下「第1種未払優先配当金額」という。）は、翌事業年度以降直ちに累積し、累積した第1種未払優先配当金額（ただし、累積後に第1種優先株主に対して期末配当金又は四半期配当金が支払われた場合には、それを控除した残額。以下「第1種累積未払優先配当金額」という。）については、当該翌事業年度以降に属する日を基準日とする第1種優先配当金又は第1種優先四半期配当金及び劣後株主に対する剰余金の配当に先立って、第1種累積未払優先配当金を第1種優先株主に対して支払う。

(エ) 利益配当への非参加

当社は、各事業年度にかかる配当について、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額を超えて配当しない。

(2) 残余財産の分配

(ア) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、劣後株主に対する分配に先立ち、第1種優先株式一株につき、その発行価額相当額に第1種累積未払優先配当金額を加えた金額（以下「第1種残余財産分配額」という。）を支払わない限り、劣後株主に残余財産を分配しない。

(イ) 残余財産の分配への非参加

当社は、第1種優先株主に対して第1種残余財産分配額を超えて残余財産の分配をしない。

(3) 譲渡制限

第1種優先株式の譲渡制限に関する規定は定めない。

(4) 議決権

法律上別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式は議決権を有しない。

(5) 株式の取得償還請求権

第1種優先株主は、払込期日から3年を経過した日以降いつでも、当社に対して、取得を希望する日（以下「取得日」という。）の30日前に書面により事前通知することにより、金銭を対価として第1種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、第1種優先株式を取得するのと引換えに、取得日における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、取得日に、第1種優先株主に対して、下記に定める金額（以下「第1種優先株式償還請求価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i) 発行価額相当額、(ii) 発行価額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率3.0%

（1事業年度毎の複利計算とする）の利率で計算される金額（1事業年度に満たない期間については、かかる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）、(iii) 第1種累積未払優先配当金額、及び(iv) 発行価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当年率の利率を乗じて計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株式に関して第1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除するものとする。）の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金額を減じた額が、発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i) 発行価額相当額に120%を乗じた額、及び(ii) 第1種累積未払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式償還請求価額のうち第1種累積未払優先配当金額については当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、(iv)により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相当額については、当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うものとする。

(6) 株式の取得強制償還権

当社は、払込期日から1年を経過した日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって第1種優先株主の意思に拘わらず、当該日における分配可能額を限度として、第1種優先株主に対して、下記に定める金額（以下「第1種優先株式強制償還価額」という。）の金銭を交付するのと引換えに、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得を行うにあたり、取得する第1種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式強制償還価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i) 発行価額相当額、(ii) 発行価額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率3.5%

（1事業年度ごとの複利計算とする）の利率で計算される金額（1事業年度に満たない期間については、かかる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）、(iii) 第1種累積未払優先配当金額、及び(iv) 発行価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当年率の利率を乗じて計算される金額

（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株主が第1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除するものとする。）の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金額を減じた額が発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、「第1種優先株式償還請求価額」

は、第1種優先株式一株当たり、(i) 発行価額相当額に120%を乗じた額、及び(ii) 第1種累積未払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式強制償還価額のうち第1種累積未払優先配当金額については当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、(iv)により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相当額については、当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うものとする。

(7) 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等

- ① 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
- ② 当社は、第1種優先株主には新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成14年8月6日臨時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成14年8月6日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数	180個	180個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	900株	900株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成14年8月20日 至 平成24年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

1. 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
2. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成15年1月15日臨時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成15年1月15日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数	56個	56個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	280株	280株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成15年1月16日 至 平成25年1月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の中で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

1. 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
2. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成15年8月12日臨時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成15年8月12日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数	509個	509個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,545株	2,545株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成15年8月13日 至 平成25年8月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の中で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

1. 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
2. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成16年6月29日定時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成16年6月29日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数	6,439個	6,439個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	32,195株	32,195株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 139,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月1日 至 平成26年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 139,000円 資本組入額 69,500円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の中で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

1. 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
2. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成16年6月29日定時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成16年6月29日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数	73個	60個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	365株	300株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 134,410円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年8月18日 至 平成26年8月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 134,410円 資本組入額 67,205円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の中で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

1. 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
2. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成17年6月22日定時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成17年6月22日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数	36,677個	36,612個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	36,677株	36,612株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 76,565円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成27年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 76,565円 資本組入額 38,283円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の中で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

1. 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
2. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成17年6月22日定時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成17年6月22日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数	625個	625個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	625株	625株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 80,168円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月25日 至 平成27年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 80,168円 資本組入額 40,084円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の中で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

1. 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
2. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
 - ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

当社とイー・モバイルとの間の株式交換契約に基づき、当該株式交換の効力発生日である平成22年7月1日付で、イー・モバイルの新株予約権に代えて交付した新株予約権

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数	9,218個	9,203個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	13,234株 （注）1	13,213株 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 34,482円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成27年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 34,482円 資本組入額 17,241円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2	同左

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数	44,063個	44,048個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	63,731株 （注）1	63,710株 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 51,724円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年2月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 51,724円 資本組入額 25,862円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2	同左

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数	2,781個	2,781個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	4,005株 （注）1	4,005株 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 58,620円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年4月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 58,620円 資本組入額 29,310円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の中で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2	同左

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数	150個	150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	216株 （注）1	216株 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 58,620円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 58,620円 資本組入額 29,310円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の中で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数	1,838個	1,763個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,627株 （注）1	2,519株 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 58,620円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年12月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 58,620円 資本組入額 29,310円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の中で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数	2,462個	2,452個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	3,527株 （注）1	3,513株 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 82,758円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成29年4月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 82,758円 資本組入額 41,379円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の中で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数	18,468個	18,453個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	26,686株 （注）1	26,665株 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 82,758円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成30年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 82,758円 資本組入額 41,379円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の中で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数	4,715個	4,605個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	6,728株 （注）1	6,571株 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 82,758円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成31年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 82,758円 資本組入額 41,379円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の中で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	同左

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数	50個	50個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	72株 (注) 1	72株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 82,758円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成31年8月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 82,758円 資本組入額 41,379円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 上記新株予約権の目的である株式は、いずれも当社普通株式1.45株であり、「株式の数」には平成23年3月31日現在各被付与者が保有する各新株予約権の数に1.45を乗じて得られた株数の1株未満を切り捨てた数の全被付与者分の合計を記載しております。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割を行う場合には、当社は取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権に係る義務と同等の義務を当該存続会社又は当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価格は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、またその他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、取得事由及び譲渡制限等についても、原則として、本新株予約権に準じて承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務と同等の義務を、株式交換契約書または株式移転計画についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
- ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。
 - ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
 - ④ 行使期間、行使条件、取得事由
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）または株式移転（以上を総して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割計画、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することが出来る期間
本新株予約権につき定められた新株予約権を行使することが出来る期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権につき定められた新株予約権を行使することが出来る期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得
本新株予約権に準じて決定する。

会社法第238条第2項及び第240条第1項の規定に基づく取締役会決議による新株予約権付社債（平成21年12月7日及び9日取締役会決議）

2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成21年12月29日発行）		
	事業年度末現在 （平成24年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年5月31日）
新株予約権の数	2,129個	2,129個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	168,933株	170,705株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 63,012.90円 (注) 1	1株当たり 62,358.80円 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成22年1月12日 至 平成28年12月1日 (注) 2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 63,012.90円 資本組入額 31,507.00円	発行価格 62,358.80円 資本組入額 31,180.00円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権付社債の残高	10,645百万円	同左

(注) 1. 平成24年5月11日開催の取締役会において決議された当社株主配当に伴い、平成24年4月1日に遡って新株予約権の行使価格は調整されました。

2. 但し、①本新株予約権付社債の要項に定める130%コールオプション条項による繰上償還、クリーンアップ条項による繰上償還、税制変更による繰上償還、組織再編等による繰上償還、上場廃止等による繰上償還又はスクイーズアウトによる繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2016年12月1日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日（以下、「基準日」という。）又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に従って株主を確定するために定められた基準日以外の日（以下、「その他株主確定日」という。）の東京における2営業日前の日（又は当該基準日若しくはその他株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該基準日又はその他株主確定日（又は当該基準日若しくはその他株主確定日が東京における営

業日でない場合、その東京における翌営業日（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。

3. 繰上償還

(イ) 130%コールオプション条項による繰上償還及びクリーンアップ条項による繰上償還

① 130%コールオプション条項

当社は、当社普通株式の終値が、連続する30取引日（以下に定義する。）のうち20取引日以上において当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当該20取引日の末日から東京における5営業日以内に本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、2013年12月20日以降、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

② クリーンアップ条項による繰上償還

本項の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、(a) 下記(注)4(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b) 承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における10営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、本新株予約権付社債の要項に定める償還金額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において(i) 当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii) 資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、(iii) 会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iv) 株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は(v) その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採

扱われることをいう。

(二) 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 公開買付者が、当該公開買付けにより、当社普通株式の上場が廃止となる株式数を取得した場合（但し、公開買付者が公開買付けの決済直後に保有する当社普通株式の保有株式数、及び、当社が知りうる限りにおいて、適用ある上場廃止に関する規定で定められるその他の者が保有する当社普通株式の保有株式数が、当該事業年度の終了日までに変わらないことを前提とする。）には、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けに関する決済の開始日（以下「決済開始日」という。）から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における10営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、本新株予約権付社債の要項に定める方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の130%とする（但し、償還日が2016年12月1日から同年12月15日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。）に、当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由（下記(ホ)に定義する。）を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(二)に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が決済開始日から180日後の日又は上場廃止の決定日のいずれか早い日より前に生じなかった場合には、当社は、当該いずれか早い日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における10営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

当社が上記(ハ)及び本(二)の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記(ハ)の規定が適用されるものとする。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式を全て取得する旨の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は当社普通株式の上場廃止日より前で、当該通知の日から東京における10営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、本新株予約権付社債の要項に定める方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の130%とする（但し、償還日が2016年12月1日から同年12月15日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。）に、当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

(ヘ) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2013年12月15日に、その保有する本社債を額面金額の100%の価額に当該日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、上記繰上償還日に先立つ30日以上前にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

(イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる

新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は本新株予約権付社債の要項に定める転換価額の調整と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

(上記(注)2に定める制限を前提として)当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わな
い。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承
継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社
債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日 (注) 1	5,565	1,461,310	67	17,101	67	5,751
平成20年4月30日 (注) 2	△44,741	1,416,569	—	17,101	—	5,751
平成20年12月26日 (注) 3	25	1,416,594	1,250	18,351	1,250	7,001
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注) 4	1,425	1,418,019	17	18,368	17	7,019
平成21年6月25日 (注) 5	29,432	1,447,451	—	18,368	—	7,019
平成21年7月31日 (注) 6	△1,955	1,445,496	—	18,368	—	7,019
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注) 7	2,025	1,447,521	24	18,392	24	7,043
平成22年7月1日 (注) 8	2,055,963	3,503,484	—	18,392	42,097	49,140
平成22年11月30日 (注) 9	△45,591	3,457,893	—	18,392	—	49,140
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注) 10	5,884	3,463,777	90	18,482	90	49,230
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注) 11	1,428	3,465,205	21	18,503	21	49,251

- (注) 1. 新株予約権（ストックオプション）の権利行使
2. 平成20年4月17日付の取締役会決議に基づく自己株式の消却
3. 有償第三者割当による第1種優先株式の発行
4. 新株予約権（ストックオプション）の権利行使
5. アッカを吸収合併したことに伴い、アッカの株主に対し、その所有するアッカの普通株式に合併比率1.54を乗じて得られる数の当社普通株式を割り当て交付しました。なお、資本金及び資本準備金は増加しておりません。
6. 平成21年7月3日付の取締役会決議に基づく自己株式の消却
7. 新株予約権（ストックオプション）の権利行使
8. イー・モバイルとの株式交換に伴い、イー・モバイルの株主に対し、その所有するイー・モバイルの株式に株式交換比率1.45を乗じて得られる数の当社普通株式を割り当て交付しました。なお、資本金は増加しておりません。
9. 平成22年11月11日付の取締役会決議に基づく自己株式の消却
10. 新株予約権（ストックオプション）の権利行使
11. 新株予約権（ストックオプション）の権利行使

(6) 【所有者別状況】

普通株式

(平成24年3月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	29	48	249	144	41	43,718	44,229	—
所有株式数(株)	0	281,359	41,477	1,102,709	1,173,169	101,261	765,205	3,465,180	—
所有株式数の割合(%)	0.00	8.12	1.20	31.82	33.86	2.92	22.08	100.00	—

(注) 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、49株含まれております。

第1種優先株式

(平成24年3月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	0	0	0	0	0	1	1	—
所有株式数(株)	0	0	0	0	0	0	25	25	—
所有株式数の割合(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

所有株式数別

(平成24年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・スリー合同会社	東京都港区六本木6丁目10-1六本木ヒルズ森タワー46階	876,767	25.30
エムエルピーエフエス カストディー アカウント (常任代理人) メリルリンチ日本証券株式会社	SOUTH TOWER WORLD FINANCIAL CENTER NEW YORK N.Y. USA (東京都中央区日本橋1丁目4-1日本橋一丁目ビルディング)	211,088	6.09
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・ワン合同会社	東京都港区六本木6丁目10-1六本木ヒルズ森タワー46階	158,181	4.56
ノムラ インターナショナル ホンコン リミテッド (F5-108) (常任代理人) 野村証券株式会社	30/F, 2 INTERNATIONAL FINANCE CENTRE 8 FINANCE STREET, CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋1丁目9-1)	111,510	3.21
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人) 香港上海銀行東京支店	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	104,443	3.01
千本倅生	東京都港区高輪	100,609	2.90
エリック・ガン	東京都港区西麻布	100,558	2.90
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジヤスデツク アカウント (常任代理人) 株式会社三菱東京UFJ銀行	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	87,126	2.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) (注) 1	東京都港区浜松町2丁目11番3号	78,573	2.26
ビーエヌワイエム エスエーエヌ ブイ アジア ハーベスト グローバル サービスーズ リミテッド (常任代理人) 株式会社三菱東京UFJ銀行	PORTCULLIS TRUSTNET, CHAMBERS, P.O. BOX 3444 ROAD TOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	76,764	2.21
計	—	1,905,619	54.99

(注) 1. 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

78,573株

2. ビーシーピー・ファイブ・ジーピー・エルエルシーから、平成22年7月5日付（報告義務発生日平成22年7月1日）で大量保有報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ビーシーピー・ファイブ・ジーピー・ エルエルシー	210,908	6.02
合計	210,908	6.02

所有議決権数別

(平成24年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ジーエス・ティーケー・ホールデ ィングス・スリー合同会社	東京都港区六本木6丁目10-1六本木ヒルズ 森タワー46階	876,767	25.30
エムエルピーエフエス カストデ ィー アカウント (常任代理人) メリルリンチ日本 証券株式会社	SOUTH TOWER WORLD FINANCIAL CENTER NEW YORK N.Y. USA (東京都中央区日本橋1丁目4-1日本橋一 丁目ビルディング)	211,088	6.09
ジーエス・ティーケー・ホールデ ィングス・ワン合同会社	東京都港区六本木6丁目10-1六本木ヒルズ 森タワー46階	158,181	4.56
ノムラ インターナショナル ホンコン リミテッド (F5-108) (常任代理人) 野村証券株式会社	30/F, 2 INTERNATIONAL FINANCE CENTRE 8 FINANCE STREET, CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋1丁目9-1)	111,510	3.21
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人) 香港上海銀行東京 支店	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	104,443	3.01
千本倅生	東京都港区高輪	100,609	2.90
エリック・ガン	東京都港区西麻布	100,558	2.90
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジヤスデツク ア カウント (常任代理人) 株式会社三菱東京 UFJ銀行	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	87,126	2.51
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	78,573	2.26
ビーエヌワイエム エスエーエヌ ブイ アジア ハーベスト グロ ーバル サービスーズ リミテッ ド (常任代理人) 株式会社三菱東京 UFJ銀行	PORTCULLIS TRUSTNET, CHAMBERS, P.O. BOX 3444 ROAD TOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	76,764	2.21
計	—	1,905,619	54.99

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成24年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 25	—	「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,465,180	3,465,180	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,465,205	—	—
総株主の議決権	—	3,465,180	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が49株(議決権49個)含まれております。

② 【自己株式等】

(平成24年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しており、当該制度の内容は次のとおりであります。

① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式によるもの

決議年月日	平成14年8月6日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、従業員27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成15年1月15日
付与対象者の区分及び人数	従業員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成15年8月12日
付与対象者の区分及び人数	従業員61名、社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役4名、従業員222名、社外協力者17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	従業員3名、社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成17年6月22日
付与対象者の区分及び人数	取締役4名、従業員286名、社外協力者17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成17年6月22日
付与対象者の区分及び人数	従業員2名、社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

② 当社とイー・モバイルとの間の株式交換契約に基づき、当該株式交換の効力発生日である平成22年7月1日付で、イー・モバイルの新株予約権に代えて交付した新株予約権

決議年月日	平成22年6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、従業員284名、社外協力者11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成27年8月10日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成22年6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名、従業員329名、社外協力者11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年2月27日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成22年6月24日
付与対象者の区分及び人数	従業員82名、社外協力者8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年4月24日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成22年6月24日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年8月30日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成22年6月24日
付与対象者の区分及び人数	従業員57名、社外協力者12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年12月11日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成22年6月24日
付与対象者の区分及び人数	従業員101名、社外協力者6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成29年4月19日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成22年6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名、従業員205名、社外協力者14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成30年6月26日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成22年6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、監査役1名、従業員284名、社外協力者2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成31年6月30日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成22年6月24日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成31年8月25日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③ 会社法238条及び239条に基づく新株予約権方式によるもの

決議年月日	平成24年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名、監査役4名及び従業員1,215名のうち、新株予約権の引受けの申込みを行った者
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	57,939株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月1日 至 平成34年6月22日 ただし、新株予約権付与契約書に定められた制限に従う。
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる当社普通株式数の数は1株とする。

(注) 2. 新株予約権1個当たりの払込金額(行使価額)は、次により決定される1株当たりの行使価額となります。
1株当たりの行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の(株東京証券取引所)における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、100円未満の端数は切り捨てる。
ただし、当該金額が新株予約権付与契約書締結日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

(注) 3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- (1) 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし(ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。)、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継させるよう努力するものとする。
- (2) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

- ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
- ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
- ③ 権利行使価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
- ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社の利益配当に関する基本方針は、各事業年度の業績を勘案し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する安定的かつ継続的な利益還元を実施していくことであります。当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めており、年4回の四半期配当を基本方針としております。

この方針のもと、当事業年度の配当につきましては、普通株式1株当たり200円ずつの四半期配当を実施し、年間合計で1株当たり800円の利益配当を実施しております。なお、第1種優先株式につきましては、所定の計算方式により、四半期配当1株当たり1,836,250円を実施し、年間合計で1株当たり7,345,000円の配当を実施しております。

また、来期におきましても従来の利益配当に関する基本方針を継続し、四半期配当は普通株式1株当たり200円とし、年間合計で1株当たり800円の利益配当を予定しております。また、第1種優先株式につきましては、所定の計算方式に基づく利益配当を予定しております。

(注) 基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額
平成23年8月4日 取締役会決議	普通株式 第1種優先株式	693百万円 46百万円	200円 1,836,250円
平成23年11月4日 取締役会決議	普通株式 第1種優先株式	693百万円 46百万円	200円 1,836,250円
平成24年2月9日 取締役会決議	普通株式 第1種優先株式	693百万円 46百万円	200円 1,836,250円
平成24年5月11日 取締役会決議	普通株式 第1種優先株式	693百万円 46百万円	200円 1,836,250円

(注) 1株当たり配当額の1円未満は四捨五入して表示しております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

普通株式

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	81,600	71,300	81,600	82,400	45,700
最低(円)	52,500	39,050	49,050	38,850	16,160

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

第1種優先株式

当社第1種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	25,400	22,440	19,990	18,970	22,500	20,250
最低(円)	17,460	16,160	17,380	16,210	17,460	18,410

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

第1種優先株式

当社第1種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	—	千本 倅生	昭和17年9月9日生	平成6年6月 平成8年4月 平成11年11月 平成14年6月 平成17年1月 平成17年1月 平成17年6月 平成19年6月 平成22年6月	第二電電株式会社（現KDDI株式会 社）取締役副社長就任 慶應義塾大学経営大学院教授就任 当社代表取締役社長就任 当社代表取締役社長兼CEO就任 当社代表取締役会長兼CEO就任 イー・モバイル株式会社（当社に 吸収合併）代表取締役就任 同社代表取締役会長兼CEO就任 当社取締役会長就任 当社代表取締役会長就任（現任）	(注) 3	普通株式 100,609
代表取締役 社長	財務経理 本部長	エリック・ガン	昭和38年9月6日生	平成5年10月 平成11年11月 平成12年1月 平成15年2月 平成17年1月 平成17年1月 平成17年6月 平成19年5月 平成19年5月 平成19年6月 平成20年10月 平成22年6月 平成24年4月	ゴールドマン・サックス証券会社 （現ゴールドマン・サックス証券 株式会社）入社 同社マネージング・ディレクター 就任 当社代表取締役就任 当社代表取締役兼CFO就任 当社代表取締役副社長兼CFO就任 イー・モバイル株式会社（当社に 吸収合併）代表取締役就任 同社代表取締役副社長兼CFO就任 同社代表取締役社長兼COO就任 当社代表取締役副社長就任 当社取締役就任 株式会社アッカ・ネットワークス （当社に吸収合併）取締役就任 当社代表取締役社長就任 当社代表取締役社長兼財務経理本 部長就任（現任）	(注) 3	普通株式 100,558
取締役	—	國領 二郎	昭和34年7月19日生	昭和57年4月 平成12年4月 平成15年4月 平成16年6月 平成18年4月 平成21年7月 平成21年7月	日本電信電話公社（現日本電信電 話株式会社）入社 慶應義塾大学大学院経営管理研究 科教授就任 慶應義塾大学環境情報学部教授 就任 当社取締役就任（現任） 慶應義塾大学総合政策学部教授就 任（現任） 学校法人慶應義塾理事就任（現 任） 慶應義塾大学総合政策学部長就任 （現任）	(注) 3	普通株式 5
取締役	—	井上 準二	昭和24年9月18日生	昭和49年4月 平成5年6月 平成12年3月 平成15年4月 平成15年6月 平成19年6月 平成21年4月 平成23年4月	三菱商事株式会社入社 米国三菱商事会社Palo Alto事務 所長就任 同社上級副社長就任 三菱商事株式会社執行役員就任 株式会社アイ・ティ・フロンティ ア代表取締役 執行役員社長就任 当社取締役就任（現任） 株式会社アイ・ティ・フロンティ ア代表取締役 執行役員会長兼CEO 就任 同社顧問就任	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	アンクル・サフ	昭和44年10月18日生	<p>平成10年10月 平成12年6月 Goldman Sachs & Co.入社 同社プリンシパル・インベストメント・エリア ヴァイス・プレジデント就任</p> <p>平成16年1月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現ゴールドマン・サックス証券株式会社) プリンシパル・インベストメント・エリア ヴァイス・プレジデント就任</p> <p>平成17年7月 株式会社フジタ取締役就任(現任)</p> <p>平成17年8月 株式会社ユー・エス・ジェイ取締役就任(現任)</p> <p>平成17年11月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現ゴールドマン・サックス証券株式会社) プリンシパル・インベストメント・エリア マネージング・ディレクター就任</p> <p>平成18年1月 イー・モバイル株式会社(当社に吸収合併)取締役会オブザーバー就任</p> <p>平成18年2月 三洋電機株式会社取締役就任</p> <p>平成18年11月 The Goldman Sachs Group, Inc. パートナー就任(現任)</p> <p>平成18年12月 ジーエス・ティーケー・ホールディングス・ワン合同会社職務執行者就任</p> <p>平成19年1月 ジーエス・ティーケー・ホールディングス・スリー合同会社職務執行者就任</p> <p>平成19年6月 イー・モバイル株式会社(当社に吸収合併)取締役就任</p> <p>平成19年11月 株式会社USEN取締役就任</p> <p>平成22年3月 ゴールドマン・サックス証券株式会社マーチャント・バンキング部門マネージング・ディレクター就任(現任)</p> <p>平成22年6月 当社取締役就任(現任)</p>	(注)3	—
取締役	—	ジュリアン・ホーン・スミス	昭和23年12月14日生	<p>昭和59年一月 Racal Telecom Limited (現 Vodafone Group Plc) 創業メンバー、マーケティング・エグゼクティブ就任</p> <p>昭和61年一月 同社マネージング・ディレクター就任</p> <p>平成8年6月 Vodafone Group Plc ボードメンバー就任</p> <p>平成13年4月 同社COO就任</p> <p>平成17年1月 同社Deputy CEO就任</p> <p>平成19年4月 UBS Limited シニア・アドバイザー就任(現任)</p> <p>平成21年6月 イー・モバイル株式会社(当社に吸収合併)取締役就任</p> <p>平成22年6月 当社取締役就任(現任)</p>	(注)3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	グレン・ガンペ ル	昭和22年8月19日生	昭和48年一月 American Broadcast Company ア フィリエイト・リレーションズ マネージャー就任 昭和58年一月 Universal Studios Hollywood リーガル・アンド・ビジネス・ア フェアズ ヴァイス・プレジデ ント就任 昭和62年一月 Directors Guild of America ナショナル・エグゼクティブ・デ ィレクター就任 平成7年一月 MCA (現Universal Parks & Resorts) ビジネス・アンド・リ ーガル・アフエアズ エグゼクテ ィブ・ヴァイス・プレジデント就 任 平成11年3月 Universal Studios Recreation Group (現Universal Parks & Resorts) インターナシヨナ ル・アンド・グローバル・ビジネ ス・アフエアズ プレジデント就 任 平成11年6月 株式会社ユー・エス・ジェイ 取 締役就任 平成16年6月 同社 代表取締役社長兼CEO就任 (現任) 平成22年6月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	—	宮崎アラン	昭和51年4月19日生	平成10年8月 Starwood Capital Group入社 平成12年3月 Cohen & Steers Capital Partners入社 平成13年2月 The Blackstone Group入社 平成19年7月 ブラックストーン・グループ・ジ ャパン株式会社マネージング・デ ィレクター就任 平成24年1月 同社シニア・マネージング・デ ィレクター就任 (現任) 平成24年6月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—
常勤監査役	—	深田浩仁	昭和36年1月27日生	昭和60年4月 国際電信電話株式会社 (現KDDI株 式会社) 入社 平成12年10月 当社入社 平成14年8月 当社常務執行役員就任 平成19年5月 当社執行役員副社長就任 平成19年10月 オープンワイヤレスネットワーク 株式会社代表取締役社長兼COO就 任 平成20年6月 当社代表取締役社長就任 平成20年10月 株式会社アッカ・ネットワークス (当社に吸収合併) 取締役就任 平成22年6月 当社代表取締役副会長就任 平成24年6月 当社常勤監査役就任 (現任)	(注) 4	普通株式 500
監査役	—	佐田俊樹	昭和25年6月16日生	昭和49年4月 野村証券株式会社入社 平成元年6月 Nomura Finance S.A. 社長就任 平成10年6月 野村証券株式会社金融研究所所長 就任 平成12年6月 野村アセットマネジメント株式会 社執行役員就任 平成15年6月 同社執行役就任 平成17年6月 株式会社ジャフコ常勤監査役就任 平成23年3月 株式会社カヤック常勤監査役就任 (現任) 平成24年6月 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役	—	中元 紘一郎	昭和14年5月11日生	昭和42年4月 アンダーソン・毛利・ラビノウ イツ法律事務所 (現アンダー ソン・毛利・友常法律事務所) 入所 昭和48年1月 同所パートナー就任 平成11年11月 当社監査役就任 (現任) 平成22年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事 務所顧問就任 (現任)	(注) 5	—
監査役	—	高岡本州	昭和35年7月20日生	昭和60年3月 日本高圧電気株式会社入社 平成9年5月 同社取締役副社長就任 平成10年5月 同社代表取締役社長就任 (現任) 平成20年6月 当社監査役就任 (現任)	(注) 5	—
計						普通株式 201,672

- (注) 1. 取締役 國領二郎氏、井上準二氏、アンクル・サフ氏、ジュリアン・ホーン・スミス氏、グレン・ガンペル氏及び宮崎アラン氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 佐田俊樹氏、中元紘一郎氏及び高岡本州氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 各取締役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役 深田浩仁氏及び佐田俊樹氏の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役 中元紘一郎氏及び高岡本州氏の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 当社では、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役として柴田雄司氏（現当社執行役員内部監査室長）を選任しております。
7. 当社では、経営監督と業務執行を分離するため、平成14年8月より執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

執行役員副社長	武智 健二
執行役員副社長 経営企画本部長 兼 サービス戦略本部長	阿部 基成
常務執行役員 営業本部長	高島 謙一
常務執行役員 技術本部長	本郷 公敏
常務執行役員 総務本部長	須山 勇
常務執行役員 管理本部長 兼 資材購買部長	石田 雅之
常務執行役員 マーケティング本部長	坂本 桂一
執行役員 内部監査室長	柴田 雄司
執行役員	喜安 拓
執行役員 経営企画本部 副本部長 兼 経営管理部長	五十嵐 尚
執行役員 マーケティング本部 副本部長 兼 マーケティング本部 CR企画部長	坂田 大
執行役員 営業本部 副本部長 兼 営業企画部長	新岡 勉
執行役員 営業本部 副本部長	名取 知彦
執行役員 技術本部 副本部長 兼 設備企画部長	大中 義勝
執行役員 技術本部 副本部長 兼 設備基盤部長	荒木 豊
執行役員 財務経理本部 副本部長	廣野 公一
執行役員 財務経理本部 副本部長 兼 IR室長	山中 初
執行役員 総務本部 副本部長 兼 広報・CSR室長	飯田さやか
執行役員 経営企画本部 企画部長	大橋 功
執行役員 経営企画本部 シニア・リサーチ・フェロー	小畑 至弘
執行役員 マーケティング本部 マーケティング統括部長	中村 達郎
執行役員 営業本部 法人営業第二部長	大坂 宗弘
執行役員 財務経理本部 財務部長	園田 信
執行役員	田中 敦史

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

ア コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

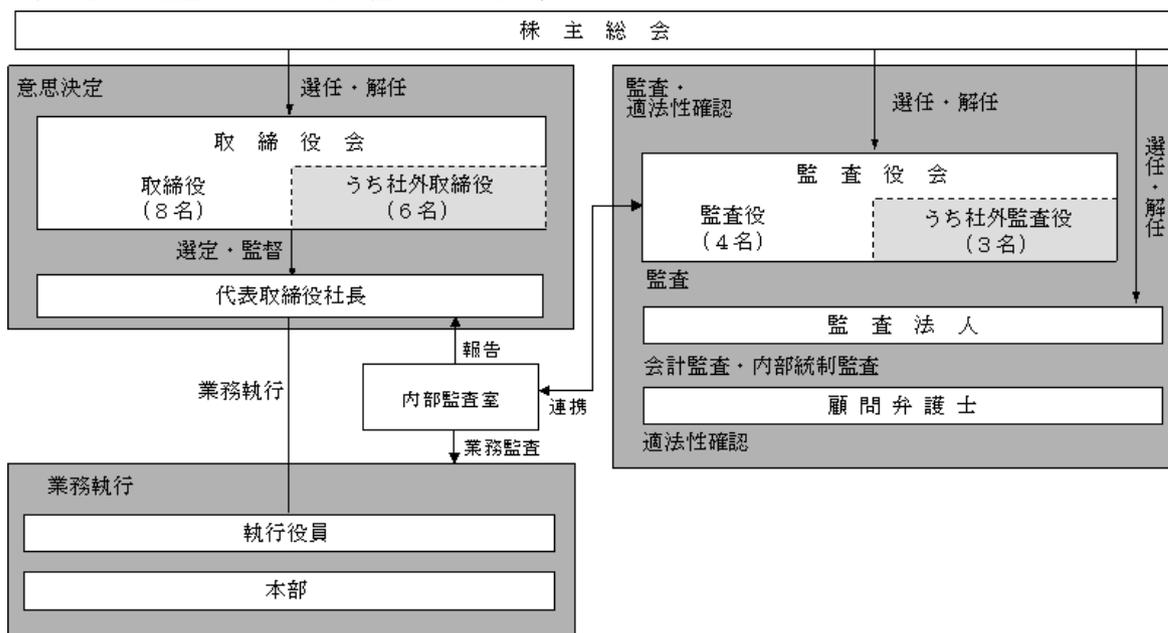
当社は、株主の視点に立ち、持続的な企業価値の向上を図るためには、経営と業務の全般にわたり高い透明性と客観性及び実効性を備えたコーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。

イ コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

① 企業統治の体制の概要

当社は、執行役員制度を採用しており、執行役員が業務を執行し、取締役会はその監督及び重要な経営方針等の決定に専念することにより、効率的且つ健全な経営に努めております。取締役会においてはその構成員の半数以上を社外から招聘し、経営のチェック機能の強化を図ることで経営の公正性と透明性を確保しております。また、常勤の取締役と業務執行社員により、当面する業務状況の報告と情報共有を行っております。

当社の監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成され、監査の中立性及び公正性を確保しております。各監査役は企業経営、財務会計又は法律に精通し、実効性の高い監査を行っております。また、監査業務に係る補助者として監査役スタッフを設置しております。



② 企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会、監査役会及び執行役員の果たすべき役割・責任を明確化し、それぞれが有機的に機能するガバナンス体制を構築することにより、持続的な企業価値向上を重視した経営を目指すため、現状の体制を採用しております。

③ 監査役監査、内部監査及び監査法人による監査の状況

a. 監査役監査の概要

監査役は、取締役会に出席するほか、監査役会で定めた監査計画、業務分担に従い監査を実施しております。また、常勤の監査役は経営会議等の重要な会議にオブザーバーとして出席するほか、業務執行に関する重要な決裁文書を閲覧するなどにより、日常業務の執行状況の監査を実施しております。

b. 内部監査の概要

社長直轄の組織として内部監査室(5名)を設置し、グループ全般の業務の遂行状況及び内部統制システムの有効性について監査し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告するほか、必要に応じ各業務執行部門に対して助言、指導を行っております。

c. 監査法人による監査の概要

当社は、会社法に基づく会計監査並びに金融商品取引法に基づく財務諸表監査及び内部統制監査について、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人による定期的な会計監査及び内部統制の監査を受けております。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については次のとおりであります。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、利害関係はありません。

- ・ 指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 小林茂夫 (継続監査年数4年)
- ・ 指定有限責任社員・業務執行社員 公認会計士 小山秀明 (継続監査年数2年)
- ・ 監査業務に係る補助者の構成 公認会計士5名、日本公認会計士協会準会員7名、その他12名

d. 監査役、監査法人及び内部監査室の相互連携

監査役は監査法人から監査計画、会計監査結果、財務諸表監査結果、四半期レビュー結果及び内部統制監査結果等について詳細な説明を受け、必要に応じて意見交換を行い、相互連携を図っております。

また、監査役、内部監査室及び監査法人は、定期的に、または必要に応じて情報交換を行う等連携を密にすることによってコーポレート・ガバナンスや内部統制の実効性を高めております。

④ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は6名、社外監査役は3名であります。当社は、社外取締役及び社外監査役が、経営に対する監督と監視を円滑に実行し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に十分な役割を果たせるよう、内部監査室及び監査法人と連携の下、随時必要な資料提供や事情説明を行う体制をとっております。

上記5役員の状況の表中に記載のとおり、社外取締役のアンクル・サフ氏は、当社の大株主であるジーエス・ティーケー・ホールディングス・ワン合同会社及びジーエス・ティーケー・ホールディングス・スリー合同会社の関係会社の出身者であります。プライベート・エクイティに関する豊富な経験並びに日本におけるコーポレート・ファイナンス及び経営戦略の分野における幅広い知識を当社の経営に反映していただくことにより、業務執行に対する監督機能の強化・充実に貢献いただけると判断したため、社外取締役に選任しております。また、社外取締役の宮崎アラン氏は、ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社のシニア・マネージング・ディレクターを務めており、同社の関係会社であるBlackstone Group L.P.によって運営されている投資ファンド（以下「ブラックストーン投資家」といいます。）は当社の実質的な大株主であります。同氏のファイナンス及び企業分析に関する豊富な経験を当社の経営に反映していただくことにより、業務執行に対する監督機能の強化・充実に貢献いただけると判断したため、社外取締役に選任しております。なお、ブラックストーン投資家は、株主名簿上のエムエルピーエフエス カストディー アカウントを通じて、当社の株式を実質的に保有しております。社外取締役の一部は当社株式を保有しておりますが、その他に当社と社外取締役及び社外監査役との間には、人的関係、資本的関係、取引関係その他の特別の利害関係はありません。

当社は、経営の透明性・公正性の確保と監査体制の客観性を担保することを目的として、取締役会及び監査役会の構成員の半数以上を社外から招聘しております。また、当社において社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、社外役員の選任に当たっては、経営陣と直接の利害関係がないこと、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと、会社経営者、学者、弁護士等、それぞれの専門分野において高い知見を有し経営の実効的な監督と監視が可能であること等の観点から総合的に判断しております。

⑤ 責任限定契約の内容

当社の全ての社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、金300万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担する、というものであります。

⑥ 取締役の定数

当社定款において、取締役の員数は9名以下とする旨定めております。

⑦ 取締役の選任及び解任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨を定款に定めております。また、その解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議をもって行う旨を定款に定めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款で定めており、同条項の定める株主総会の特別決議要件を緩和しております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により、市場において行う取引又は公開買付けの方法により、当社の発行する株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役又は監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該取締役又は監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役又は監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令で定める額を限度として取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役が職務の執行にあたって期待される役割を十分に発揮することを可能とすることを目的とするものであります。

⑩ 剰余金の配当等の決定機関について

当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。また、当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年3月31日及び9月30日を基準日として、並びにこれに加えて一事業年度につき2回まで取締役会の決議によりその他の日を基準日と定めて、剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めております。これらは、剰余金の配当等の決定を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑪ 優先株式に関する事項

当社は、普通株式のほか、第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式を発行することができる旨を定款に定めております。当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、普通株式とは異なり、第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式については、法律上別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない旨定めております。また、普通株式、第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式のいずれについても、単元株式数は定めておりません。なお、この有価証券報告書提出日現在、発行した第2種優先株式及び第3種優先株式はありません。

⑫ その他のコーポレート・ガバナンスの状況

当社は、法律問題全般において、顧問弁護士によるチェック、アドバイスを適宜受けております。

ウ 内部統制システム整備の基本方針及び整備状況

① 内部統制システム整備の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」といいます。）を整備することを基本方針としております。

- a. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 取締役会は、取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、当社グループ横断的なコンプライアンス体制の整備に努める。
 - (ii) 当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する部門を定め、法令及び定款ならびに社会規範の遵守に係る、行動規範の制定、研修の実施、コンプライアンスマニュアルの作成・配布等を通じて、取締役及び従業員への周知・徹底を図る。
 - (iii) 内部監査室は、当社及びグループ各社のコンプライアンスの状況を定期的にまたは必要に応じて監査し、その結果を代表取締役へ報告する。
 - (iv) 法令遵守上疑義のある行為等について、従業員が職制を介さず、直接通報することのできる通報者保護に配慮した内部通報制度を設ける。
 - (v) 当社は、当社グループ各社と連携して、反社会勢力には断固たる行動をとり、毅然とした態度で関係を遮断するとともに利益供与は一切行わないことを基本方針とし、これを行動規範に明記して取締役及び従業員への周知・徹底を図る。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、社内規程に従って適切に保存する。
 - (ii) 取締役、監査役、その他必要な関係者は、常時これらの文書等を閲覧できる体制を整備する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) 当社グループ全体におけるリスク管理の状況を把握し、統括する部門を定め、リスク管理について体系的に定める社内規程を整備する。
 - (ii) 業務執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、リスクカテゴリ毎に責任部門を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するため、適切な対策を講じる。
 - (iii) 内部監査室は、当社及びグループ各社の各部門のリスク管理状況を定期的にまたは必要に応じて監査し、その結果を代表取締役へ報告する。
 - (iv) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した、又は発生するおそれが生じた場合の体制及び対応策を事前に整備し、有事の場合にはその対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講ずるものとする。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営目標を定め、予算・実績管理等を適切に行い、事業の推進に伴うリスクを継続的に監視するとともに、組織、業務プロセスの再構築及びITの適切な利用を通じて、業務の合理化、迅速化を図り、取締役の職務遂行の効率性を確保する。
- e. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及びグループ各社における内部統制システムを構築するため、当社にグループ会社全体の内部統制システムに関する担当部門を定めるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制システムに関する協議、情報の共用等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- f. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項ならびにその従業員の取締役からの独立性に関する事項
 - (i) 取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を任命することとする。
 - (ii) 補助する従業員の任命及び人事異動、人事評価等については監査役の承諾を得るものとする。

- g. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (i) 監査の実効性を確保するため、監査役は、取締役及び従業員から当社及び当社グループの経営、業績に影響を及ぼす重要な事項について報告を受ける。
 - (ii) この重要事項には、コンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項その他内部統制システムに関する事項を含む。
 - (iii) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告する。
- h. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
 - (ii) 監査役は、取締役会その他、重要な意思決定や業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めることができる。
- i. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- 当社は、金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本的方針」を定め、市場に対し透明且つ適正な財務報告を実施する体制を整備する。

② 内部統制システムの整備状況

当社では、平成18年5月11日の取締役会で決議され、その後平成21年3月31日の取締役会において一部改訂が決議された「内部統制システム整備の基本方針」に基づき、不祥事発生を防止し企業価値の維持向上を実現するために、当社グループの内部統制システムの充実に努めております。その主な内容は次のとおりです。

a. 法令遵守体制

- (i) 当社グループは、コンプライアンスの実践にあたり、法令、社内諸規則、社会的規範を遵守し、企業倫理にもとることのない行動をとる旨を行動規範に規定し、取締役及び従業員に周知・徹底を行っております。
- (ii) コンプライアンス体制の確立とその適切な運営を定めたコンプライアンス規程及び関連諸規程を整備し、取締役及び従業員に対してコンプライアンス遵守の体制を明確化しております。
- (iii) 当社グループのコンプライアンスを統括する体制として、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに関する教育・啓蒙活動及び特命監査並びに重大なコンプライアンス違反が発生した場合の対応策の策定等を行います。
- (iv) 内部通報制度に基づくコンプライアンス相談窓口を設置し、より風通しの良い企業風土の醸成に努め、重大なコンプライアンス事故を未然に防止する体制を構築しております。
- (v) コンプライアンスを実践する上での行動指針であるコンプライアンスマニュアルを全従業員に配布するとともにコンプライアンス研修を全従業員に対して行っております。
- (vi) 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性と適正性を確保するため、内部統制室を設置し、同法に対応した内部統制の実現・強化体制を整備するとともに、財務報告に係る内部統制の基本的方針を定め、取締役及び従業員に周知・徹底を図っております。
- (vii) 内部監査室のモニタリング機能を強化するとともに、監査役の独立性・実効性を確保するための体制を整備し、グループ全体の事業の適正を確保しております。

b. リスク管理体制

- (i) 当社グループのリスクをコントロールすることで会社損失の最小化を図ることを目的にリスク管理規程等の関連諸規程を整備し、取締役及び従業員へリスクの予防、回避に対する体制の周知・徹底を行っております。
- (ii) 当社グループのリスク管理を統括する体制として、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会では、当社グループのリスクを評価・管理し、リスク管理に関する教育・啓蒙活動並びに重大な危機が発生または発生しうる場合の対応策の策定等を実施致します。

(iii) 危機発生時の危機管理体制及び適切な対処方法の確保のために、危機管理規程を整備し、危機の定義を明確に定めるとともに、危機管理委員会を設置しております。危機管理委員会では、危機管理に関する総合的な体制の整備及び危機発生時の集中的な危機管理を行います。

(iv) 事業継続上のリスクが顕在化した場合に当社がとるべき対応を定めた事業継続計画（BCP）等を制定し、事業の継続を確保するための体制整備に努めます。

c. 反社会的勢力排除に向けた体制

(i) 当社グループは、反社会的勢力からの不法・不当な要求等に対する基本方針を行動規範及びコンプライアンスマニュアルに明記し、取締役及び従業員に周知・徹底を行っております。

(ii) 反社会的勢力からの不法・不当な要求等に備え、平素より警察、弁護士等の外部専門機関からの情報収集に努め、事案発生時には外部専門機関と緊密に連絡を取り、組織的に対処できる体制の整備に努めます。

(iii) 平成23年10月1日に施行された東京都暴力団排除条例に基づき、反社会的勢力との取引を未然に防止するための事前審査の実施や、取引契約に暴力団排除条項を追加するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止するための体制の整備に努めます。

エ 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

なお当社は、取締役会に社外取締役の委員を過半数とする報酬委員会を設置し、報酬妥当性について検証しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	125	125	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	9	9	—	—	—	1
社外役員	29	29	—	—	—	7

(注) 1. 平成16年6月29日開催の第5回定時株主総会の決議により、取締役の報酬限度額は年額200百万円であります。

2. 平成12年6月28日開催の第1回定時株主総会の決議により、監査役の報酬限度額は年額30百万円であります。

オ 株式の保有状況

① 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当する投資株式は保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表計 上額の合計額	貸借対照表計 上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	1,404	1,404	—	—	—
上記以外の株式	77	101	2	—	2

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
170	7	190	51

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社は、監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、個人情報に関わる情報セキュリティ監査につき、対価を支払っております。

(当事業年度)

当社は、監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、外貨建普通社債発行に係るコンフォートレターの発行業務及び、個人情報に関わる情報セキュリティ監査につき、対価を支払っております。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針については、当社の事業規模、特性及び監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年10月大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.0%
売上高基準	－%
利益基準	△0.1%
利益剰余金基準	△1.0%

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 47,080	※1 40,066
売掛金	※1 30,263	※1 36,595
商品	※1 2,090	※1 4,415
貯蔵品	62	75
前渡金	845	2,156
前払費用	3,381	4,463
未収入金	36,584	32,163
未収還付法人税等	2,513	3
繰延税金資産	4,939	5,188
その他	199	505
貸倒引当金	△3,520	△3,457
流動資産合計	124,438	122,173
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,726	1,848
減価償却累計額	△688	△853
建物（純額）	1,037	996
構築物	17,270	18,157
減価償却累計額	△1,463	△2,068
構築物（純額）	15,807	16,089
機械設備	51,502	54,785
減価償却累計額及び減損損失累計額	△42,668	△46,409
機械設備（純額）	8,834	8,377
無線通信設備	157,214	180,361
減価償却累計額	△46,445	△64,828
無線通信設備（純額）	110,769	115,533
端末設備	8,960	8,743
減価償却累計額	△6,880	△7,876
端末設備（純額）	2,080	867
工具、器具及び備品	5,498	5,980
減価償却累計額及び減損損失累計額	△4,459	△4,937
工具、器具及び備品（純額）	1,038	1,043
土地	307	307
建設仮勘定	4,851	5,009
有形固定資産合計	※1 144,724	※1 148,220
無形固定資産		
商標権	7	6
施設利用権	13,882	14,237
ソフトウェア	30,834	25,151
ソフトウェア仮勘定	3,077	1,111
無形固定資産合計	※1 47,800	※1 40,504

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	1,481	1,505
その他の関係会社有価証券	41	35
長期前払費用	5,687	5,613
長期未収入金	11,961	13,424
差入保証金	1,515	1,549
繰延税金資産	15,030	17,364
デリバティブ債権	—	888
その他	99	92
貸倒引当金	△190	△174
投資その他の資産合計	35,623	40,296
固定資産合計	228,147	229,020
繰延資産		
社債発行費	366	1,119
繰延資産合計	366	1,119
資産合計	352,952	352,312
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,791	5,593
1年内償還予定の社債	14,048	1,580
1年内返済予定の長期借入金	※2 20,712	※2 29,099
リース債務	696	185
未払金	10,298	20,162
設備関係未払金	9,218	6,718
割賦未払金	※2 14,031	※2 14,430
未払費用	7,038	5,947
未払法人税等	509	121
未払消費税等	632	701
前受金	50	92
預り金	271	439
災害損失引当金	77	—
資産除去債務	40	41
流動負債合計	79,409	85,109
固定負債		
社債	12,640	※3 67,502
長期借入金	※2 177,665	※2 105,676
リース債務	194	9
長期割賦未払金	※2 9,707	※2 7,359
資産除去債務	307	283
その他	4	3
固定負債合計	200,517	180,832
負債合計	279,926	265,941

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,482	18,503
資本剰余金		
資本準備金	49,230	49,251
資本剰余金合計	49,230	49,251
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,325	17,524
利益剰余金合計	5,325	17,524
株主資本合計	73,037	85,277
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18	35
繰延ヘッジ損益	△29	1,059
評価・換算差額等合計	△11	1,094
純資産合計	73,026	86,371
負債純資産合計	352,952	352,312

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
売上高	※1 70,906	204,743
売上原価	42,832	81,186
売上総利益	28,075	123,558
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	5	1,474
販売促進費	2,854	70,521
貸倒引当金繰入額	1	670
貸倒損失	11	—
給料及び手当	1,748	6,885
支払報酬	249	340
旅費及び交通費	43	388
賃借料	397	1,365
業務委託費	2,593	7,351
採用費	11	52
事務用消耗品費	2	2
消耗品費	48	244
通信費	374	890
減価償却費	890	5,315
研究開発費	※2 465	※2 767
その他	970	2,852
販売費及び一般管理費合計	10,662	99,117
営業利益	17,413	24,441
営業外収益		
受取利息	13	12
受取配当金	2	2
未払配当金除斥益	15	14
償却債権取立益	0	146
還付加算金	—	63
その他	33	56
営業外収益合計	63	293
営業外費用		
支払利息	627	6,252
社債利息	698	4,097
支払手数料	160	1,887
社債発行費償却	96	238
その他	88	75
営業外費用合計	1,669	12,549
経常利益	15,807	12,184

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
特別利益		
子会社株式売却益	13	—
固定資産売却益	—	※3 4
特別利益合計	13	4
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	47,931	—
固定資産除却損	※4 181	※4 218
投資有価証券評価損	2,537	—
災害による損失	43	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	22	—
その他	5	—
特別損失合計	50,718	218
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△34,898	11,970
法人税、住民税及び事業税	64	21
法人税等調整額	△16,734	△3,206
法人税等合計	△16,670	△3,186
当期純利益又は当期純損失 (△)	△18,228	15,156

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 商品原価・材料・部品費	8,908	20.8	12,395	15.3
II 労務費	526	1.2	1,508	1.9
III 経費				
1 作業委託費	1,511	3.5	3,070	3.8
2 減価償却費及び 無形固定資産償却額	5,896	13.8	32,375	39.9
3 通信設備使用料	18,529	43.3	23,766	29.3
4 端末設備使用料	6,710	15.7	4,179	5.1
5 電波利用料	—	—	3,232	4.0
6 その他	751	1.8	660	0.8
売上原価	42,832	100.0	81,186	100.0

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	18,392	18,482
当期変動額		
新株の発行	90	21
当期変動額合計	90	21
当期末残高	18,482	18,503
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	7,043	49,230
当期変動額		
新株の発行	90	21
株式交換による増加	42,097	—
当期変動額合計	42,187	21
当期末残高	49,230	49,251
その他資本剰余金		
当期首残高	2,039	—
当期変動額		
新株の発行	△1	—
自己株式の消却	△2,038	—
当期変動額合計	△2,039	—
当期末残高	—	—
資本剰余金合計		
当期首残高	9,082	49,230
当期変動額		
新株の発行	89	21
株式交換による増加	42,097	—
自己株式の消却	△2,038	—
当期変動額合計	40,148	21
当期末残高	49,230	49,251

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	29,381	5,325
当期変動額		
剰余金の配当	△5,045	△2,956
当期純利益又は当期純損失(△)	△18,228	15,156
自己株式の消却	△784	—
当期変動額合計	△24,056	12,199
当期末残高	5,325	17,524
利益剰余金合計		
当期首残高	29,381	5,325
当期変動額		
剰余金の配当	△5,045	△2,956
当期純利益又は当期純損失(△)	△18,228	15,156
自己株式の消却	△784	—
当期変動額合計	△24,056	12,199
当期末残高	5,325	17,524
自己株式		
当期首残高	—	—
当期変動額		
自己株式の取得	△2,821	—
自己株式の消却	2,821	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
株主資本合計		
当期首残高	56,855	73,037
当期変動額		
新株の発行	179	41
株式交換による増加	42,097	—
剰余金の配当	△5,045	△2,956
当期純利益又は当期純損失(△)	△18,228	15,156
自己株式の取得	△2,821	—
当期変動額合計	16,182	12,241
当期末残高	73,037	85,277
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	12	18
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7	17
当期変動額合計	7	17
当期末残高	18	35

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	28	△29
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△57	1,088
当期変動額合計	△57	1,088
当期末残高	△29	1,059
評価・換算差額等合計		
当期首残高	40	△11
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△51	1,105
当期変動額合計	△51	1,105
当期末残高	△11	1,094
純資産合計		
当期首残高	56,895	73,026
当期変動額		
新株の発行	179	41
株式交換による増加	42,097	—
剰余金の配当	△5,045	△2,956
当期純利益又は当期純損失（△）	△18,228	15,156
自己株式の取得	△2,821	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△51	1,105
当期変動額合計	16,131	13,345
当期末残高	73,026	86,371

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	11,970
減価償却費	37,856
固定資産売却損益 (△は益)	△4
固定資産除却損	218
社債発行費償却	238
その他の損益 (△は益)	△72
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△80
災害損失引当金の増減額 (△は減少)	△29
受取利息及び受取配当金	△15
支払利息	10,349
支払手数料	1,887
売上債権の増減額 (△は増加)	△6,331
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,339
その他の資産の増減額 (△は増加)	△1,373
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,803
未払金の増減額 (△は減少)	9,884
未払費用の増減額 (△は減少)	△1,147
その他の負債の増減額 (△は減少)	△89
小計	64,727
利息及び配当金の受取額	16
利息の支払額	△10,249
法人税等の支払額	△32
法人税等の還付額	2,581
営業活動によるキャッシュ・フロー	57,042
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	5,000
定期預金の預入による支出	△2,500
拘束性預金の増減額 (△は増加)	△471
有形固定資産の取得による支出	△32,029
有形固定資産の売却による収入	15
無形固定資産の取得による支出	△4,794
その他	△35
投資活動によるキャッシュ・フロー	△34,814

(単位：百万円)

当事業年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△696
セールス・アンド・割賦バック取引による収入	16,635
割賦債務の返済による支出	△16,436
長期借入れによる収入	10,099
長期借入金の返済による支出	△73,700
借入手数料の支払額	△2,155
社債の発行による収入	55,997
社債の償還による支出	△14,048
株式の発行による収入	41
配当金の支払額	△2,956
財務活動によるキャッシュ・フロー	△27,219
現金及び現金同等物に係る換算差額	5
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△4,990
現金及び現金同等物の期首残高	43,397
現金及び現金同等物の期末残高	※ 38,412

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）、構築物、機械設備、無線通信設備及び端末設備については定額法によっております。建物附属設備及び工具、器具及び備品については定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～33年
構築物	30年
機械設備	6年
無線通信設備	9年
端末設備	3年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産

（ソフトウェア）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（施設利用権）

定額法に基づき20年で償却しております。

(3) リース資産

資産に計上しているリース物件及び関連工事費用の「機械設備」、「端末設備」、「工具、器具及び備品」（リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るもの）については、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

5. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

(為替予約取引)

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。

(通貨スワップ取引)

繰延ヘッジ処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約取引及び通貨スワップ取引

(ヘッジ対象)

為替予約取引：外貨建予定取引

通貨スワップ取引：外貨建社債取引

(3) ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引及び通貨スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるものについては、ヘッジの有効性の判定は省略しております。ヘッジ有効性評価の結果、ヘッジ会計の適用条件を充足しなくなったものについては、ヘッジ会計の適用を中止しております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「償却債権取立益」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた33百万円は、「償却債権取立益」0百万円、「その他」33百万円として組み替えております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1 担保資産

シンジケートローンに係る担保提供

当社の※2 (2) シンジケートローンに関し、当社の保有する主要資産について担保権が設定されております。担保提供期間及び当事業年度末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。

(担保提供期間)

当該シンジケートローンによる借入返済完了まで

(担保提供資産)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
現金及び預金	28,461百万円	10,885百万円
売掛金	24,032	31,393
商品	2,090	4,415
有形固定資産	115,562	124,242
無形固定資産	45,643	38,594
計	215,788	209,529

※2 借入枠等の実行状況

(1) 当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するために下記の借入枠を有しております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
	借入枠	借入実行額	借入枠	借入実行額
コミットメントライン (注) 1	7,667百万円	7,667百万円	6,333百万円	6,333百万円
コミットメントライン (注) 2	22,695	22,695	19,817	19,817
コミットメントライン (注) 3	—	—	17,000	1,786
分割実行型タームローン (注) 4	7,422	3,015	7,422	7,268
分割実行型タームローン (注) 5	—	—	5,578	4,059
計	37,783	33,376	56,150	39,264

(注) 1. 取引金融機関2行、借入期間最長4年10ヶ月

(注) 2. 取引金融機関1行、借入期間最長8年6ヶ月

(注) 3. 取引金融機関2行、借入期間最長8年11ヶ月

(注) 4. 取引金融機関1行、借入期間最長5年10ヶ月

(注) 5. 取引金融機関1行、借入期間最長5年5ヶ月

これらのコミットメントライン及び分割実行型タームローンに関し、財務制限条項が付されております。これらの条項に抵触した場合には、当該借入に係る有利子負債の一括返済を求められる可能性があります。

なお、当事業年度末現在において、いずれの条項にも抵触しておりません。

(2) 当社は、無線事業で必要となる資金を確保するために、取引金融機関32行（前事業年度取引金融機関21行）、借入期間最長5年のシンジケートローン契約95,512百万円（前事業年度165,000百万円）を締結しております。

当該シンジケートローンに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。主な財務制限条項及びオペレーティング制限条項は以下のとおりです。これらの条項に抵触した場合には、当該シンジケートローンに係る有利子負債の一括返済を求められる可能性があります。

なお、当事業年度末現在において、いずれの条項にも抵触しておりません。

・財務制限条項

- ① 所定のデット・サービス・カバレッジ・レシオ(*1)要件を満たすこと。
- ② 所定のインタレスト・カバレッジ・レシオ(*2)要件を満たすこと。
- ③ 所定のレバレッジ比率(*3)要件を満たすこと。
- ④ 借入期間を通じて、正の純資産を維持すること。

*1 デット・サービス・カバレッジ・レシオ：返済充当可能額÷元利支払額合計

*2 インタレスト・カバレッジ・レシオ：EBITDA(利払前税引前償却前利益)÷金融費用合計

*3 レバレッジ比率：(有利子負債残高－現預金残高)÷EBITDA

・オペレーティング制限条項

- ① 所定の人口カバー率の要件又は所定の基地局累計数の要件を満たすこと。
- ② 所定の加入者数の要件を満たすこと。

また、担保資産の状況は※1に記載しております。

(3) 当社は、無線事業において必要資金を確保するため、下記の割賦購入契約を締結しております。当該契約に基づく当契約未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
割賦販売契約限度額の総額	(注) 1	6,000百万円	(注) 2	8,500百万円
契約実行残高		2,148		2,850
差引額		3,852		5,650

(注) 1. リース会社4社

(注) 2. リース会社5社

※3 当該社債のうち、平成23年4月1日発行の外貨建普通社債56,480百万円に関し、財務制限条項が付されております。なお、当事業年度末現在において、いずれの条項にも抵触しておりません。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高	15,000百万円	—百万円

※2 研究開発費の総額

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
一般管理費に含まれる研究開発費	465百万円	767百万円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
機械設備	—百万円	4百万円
有形固定資産売却益合計	—	4

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
建物	0百万円	—百万円
構築物	—	6
機械設備	1	0
端末設備	164	52
無線通信設備	—	134
工具、器具及び備品	1	22
有形固定資産除却損合計	166	215
ソフトウェア	14	3
無形固定資産除却損合計	14	3

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式（注）1	1,447,496	2,061,847	45,591	3,463,752
第1種優先株式	25	—	—	25
合計	1,447,521	2,061,847	45,591	3,463,777
自己株式				
普通株式（注）2, 3	—	45,591	45,591	—
合計	—	45,591	45,591	—

(注) 1. 普通株式の増加2,061,847株は、ストック・オプションの行使による増加5,884株、当社とイー・モバイルの株式交換による増加2,055,963株であります。また、普通株式の減少45,591株は、自己株式の消却によるものであります。

(注) 2. 自己株式の増加45,591株は、イー・モバイルとの株式交換に関する会社法第797条1項に基づく反対株主からの買取請求による増加36,800株、単元未満株式の買取りによる増加14株、及び市場買付による増加8,777株によるものであります。

(注) 3. 自己株式の減少45,591株は自己株式の消却によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当事業年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	868	600	平成22年3月31日	平成22年6月25日
平成22年5月12日 取締役会	第1種 優先株式	42	1,693,438	平成22年3月31日	平成22年6月25日
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	2,609	1,800	平成22年6月30日	平成22年9月10日
平成22年8月4日 取締役会	第1種 優先株式	47	1,862,188	平成22年6月30日	平成22年9月10日
平成22年11月11日 取締役会	普通株式	692	200	平成22年9月30日	平成22年12月10日
平成22年11月11日 取締役会	第1種 優先株式	47	1,862,188	平成22年9月30日	平成22年12月10日
平成23年2月9日 取締役会	普通株式	693	200	平成22年12月31日	平成23年3月11日
平成23年2月9日 取締役会	第1種 優先株式	47	1,862,188	平成22年12月31日	平成23年3月11日

(注) 1株当たり配当額の1円未満は四捨五入して表示しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	693	利益剰余金	200	平成23年3月31日	平成23年6月27日
平成23年5月12日 取締役会	第1種 優先株式	47	利益剰余金	1,862,188	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(注) 1株当たり配当額の1円未満は四捨五入して表示しております。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	3,463,752	1,428	—	3,465,180
第1種優先株式	25	—	—	25
合計	3,463,777	1,428	—	3,465,205
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の増加1,428株は、ストック・オプションの行使による増加1,428株によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当事業年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	693	200	平成23年3月31日	平成23年6月27日
平成23年5月12日 取締役会	第1種 優先株式	47	1,862,188	平成23年3月31日	平成23年6月27日
平成23年8月4日 取締役会	普通株式	693	200	平成23年6月30日	平成23年9月12日
平成23年8月4日 取締役会	第1種 優先株式	46	1,836,250	平成23年6月30日	平成23年9月12日
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	693	200	平成23年9月30日	平成23年12月12日
平成23年11月4日 取締役会	第1種 優先株式	46	1,836,250	平成23年9月30日	平成23年12月12日
平成24年2月9日 取締役会	普通株式	693	200	平成23年12月31日	平成24年3月12日
平成24年2月9日 取締役会	第1種 優先株式	46	1,836,250	平成23年12月31日	平成24年3月12日

(注) 1株当たり配当額の1円未満は四捨五入して表示しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年5月11日 取締役会	普通株式	693	利益剰余金	200	平成24年3月31日	平成24年6月25日
平成24年5月11日 取締役会	第1種 優先株式	46	利益剰余金	1,836,250	平成24年3月31日	平成24年6月25日

(注) 1株当たり配当額の1円未満は四捨五入して表示しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	— (注)	40,066百万円
拘束性預金	— (注)	1,654
現金及び現金同等物	— (注)	38,412

(注) 前事業年度については、連結キャッシュ・フロー計算書を作成しており、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報を記載しておりません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、固定事業における通信設備（「機械設備」及び「端末設備」）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針 「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	1,145	1,258
1年超	1,389	510
合計	2,535	1,767

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業目的に沿った設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は主に流動性が高く元本返還が確実であると判断した金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

- ① 営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
- ② 投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、その一部の株式は市場価格の変動リスクに晒されております。
- ③ 営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払となっておりますが、設備関係未払金の一部は最長期間6ヶ月の支払となっております。営業債務の一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。
- ④ 借入金、社債、割賦未払金は、主に設備投資及び端末購入に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後8年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。また、外貨建て社債については、為替の変動リスクに晒されております。
- ⑤ デリバティブ取引は外貨建て営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的として先物為替予約取引を、外貨建て社債に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的として通貨スワップ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、前述の重要な会計方針に係る事項に関する注記「7 ヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、与信管理細則に従い、主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
デリバティブ取引については、取引相手先が信用度の高い金融機関及び商社等であるため信用リスクはほとんどないものと認識しております。
 - ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
当社は、外貨建て営業債務について、先物為替予約を利用してヘッジしております。また、外貨建て社債の為替の変動リスクを回避するために通貨スワップ取引を行っております。
投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、信用リスクや取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。
デリバティブ取引の執行・管理については、リスク管理対象の取引（予定取引を含む）が発生した場合、当該取引がリスク管理の対象であることをデリバティブ取引に関するリスク管理責任者は関係者に徹底させ、変動リスクの回避・低減を図るためのヘッジ手段を明示し、必要であればその手続きをとるために、財務部長の承認を経て、稟議決裁を行っております。
 - ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- #### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）

前事業年度（平成23年3月31日）

		貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)	現金及び預金	47,080	47,080	—
(2)	売掛金	30,263		
	貸倒引当金（※1）	△3,434		
		26,829	26,829	—
(3)	未収入金（※3）	48,545		
	貸倒引当金（※2）	△177		
		48,368	48,299	△68
(4)	投資有価証券			
	その他有価証券	77	77	—
資産計		122,354	122,286	△68
(1)	買掛金	1,791	1,791	—
(2)	未払金	10,298	10,298	—
(3)	設備関係未払金	9,218	9,218	—
(4)	割賦未払金（※4）	23,738	23,783	45
(5)	社債（※5）	26,688	27,595	906
(6)	長期借入金（※5）	198,376	198,257	△120
負債計		270,109	270,941	832
デリバティブ取引（※6）		26	26	—

（※1）売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※3）流動資産の未収入金及び投資その他の資産の長期未収入金を含んでおります。

（※4）流動負債の割賦未払金及び固定負債の長期割賦未払金を含めております。

（※5）1年以内に償還、返済予定の社債、長期借入金を含めております。

（※6）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（）で示しております。

当事業年度（平成24年3月31日）

		貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)	現金及び預金	40,066	40,066	—
(2)	売掛金	36,595		
	貸倒引当金(※1)	△3,387		
		33,207	33,207	—
(3)	未収入金(※3)	45,588		
	貸倒引当金(※2)	△151		
		45,436	45,398	△38
(4)	投資有価証券			
	その他有価証券	101	101	—
資産計		118,811	118,773	△38
(1)	買掛金	5,593	5,593	—
(2)	未払金	20,162	20,162	—
(3)	設備関係未払金	6,718	6,718	—
(4)	割賦未払金(※4)	21,789	21,716	△73
(5)	社債(※5)	69,082	65,583	△3,499
(6)	長期借入金(※5)	134,775	135,881	1,105
負債計		258,120	255,653	△2,467
デリバティブ取引(※6)		1,146	1,146	—

(※1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 流動資産の未収入金及び投資その他の資産の長期未収入金を含んでおります。

(※4) 流動負債の割賦未払金及び固定負債の長期割賦未払金を含めております。

(※5) 1年以内に償還、返済予定の社債、長期借入金を含めております。

(※6) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

これらは引当金を控除することにより信用リスクを加味したものとなっております。

(3) 未収入金

これらの時価は、引当金を控除することにより信用リスクを加味し、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び国債利回りで割引いた現在価値により算定しております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によるものであります。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 設備関係未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 割賦未払金

これらの時価は、元利金の支払予定額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

時価の算定は取引金融機関及び、先物為替予約契約を締結している商社から提示された価格によっております。また、ヘッジ会計を適用し振当処理を行っている先物為替予約（予定取引に対するものを除く）は、買掛金と一体として処理されているため、それらの時価は当該買掛金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	保有目的	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	投資有価証券 その他有価証券	1,404	1,404
投資事業有限責任組合	その他の関係会社有価証券	41	35

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の回収予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	47,080	—	—	—
売掛金	30,263	—	—	—
未収入金	36,584	11,961	—	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	40,066	—	—	—
売掛金	36,595	—	—	—
未収入金	32,163	13,424	—	—

4. 社債、長期借入金、リース債務及び割賦未払金の決算日後の返済予定額

附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」に記載のとおりであります。

(有価証券関係)

1. その他の関係会社有価証券

その他の関係会社有価証券（当事業年度の貸借対照表計上額は35百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は41百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

区分	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	77	46	31
小計		77	46	31
合計		77	46	31

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額1,404百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

なお、当該有価証券については、「4 当事業年度中に減損処理を行った有価証券」に記載しているとおり、減損処理を行っており、1,404百万円は減損処理後の貸借対照表計上額となっております。

当事業年度（平成24年3月31日）

区分	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	101	46	55
小計		101	46	55
合計		101	46	55

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額1,404百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券で時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、2,537百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、該当事項はありません。

なお、有価証券の減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合には、「著しく下落した」ものとし、時価が50%以上下落したものについては減損処理を行い、時価が30%以上50%未満下落したものについては、回復する見込があると認められる場合を除き、減損処理を行っております。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合には、「著しく低下した」ものとし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度 (平成23年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円) (注) 1
為替予約の 振当処理	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	買掛金	3,441	—	26
	米ドル	買掛金	1,096	—	— (注) 2
合計			4,536	—	26

(注) 1. 取引先商社から提示された価格等によっております。

(注) 2. ヘッジ対象とされている外貨建債務と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時価に含めて記載しております。

当事業年度 (平成24年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円) (注) 1
原則的処理 方法	通貨スワップ取引				
	支払 日本円				
	受取 米ドル	社債	34,028	34,028	1,348
	ユーロ	社債	22,961	22,961	△460
合計			56,988	56,988	888
為替予約の 振当処理	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	買掛金	4,488	—	258
	米ドル	買掛金	2,631	—	— (注) 2
合計			7,118	—	258

(注) 1. 取引先金融機関及び、取引先商社から提示された価格等によっております。

(注) 2. ヘッジ対象とされている外貨建債務と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

当事業年度
(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は「確定拠出年金制度」を採用しております。なお、従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項

該当事項はありません。

3. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額	204百万円
割増退職金	15百万円
退職給付費用合計	219百万円

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成13年9月10日	平成14年2月25日	平成14年8月6日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3人 当社従業員 197人 認定支援者 3人	当社取締役 3人 当社従業員 196人	当社取締役 3人 当社従業員 214人
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1、2	普通株式 17,535株	普通株式 20,690株	普通株式 19,210株
付与日	平成13年9月30日	平成14年3月22日	平成14年8月20日
権利確定条件(注) 3	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。	同左	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
対象勤務期間(注) 3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成13年9月30日から 平成23年9月9日まで	平成14年3月22日から 平成24年2月24日まで	平成14年8月20日から 平成24年8月5日まで

決議年月日	平成15年1月15日	平成15年8月12日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3人 当社従業員 219人	当社取締役 4人 当社従業員 224人	当社取締役 10人 当社監査役 2人 当社従業員 377人
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1、2	普通株式 6,815株	普通株式 21,975株	普通株式 39,230株 (注) 2
付与日	平成15年1月16日	平成15年8月13日	平成16年7月1日
権利確定条件(注) 3	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間(注) 3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成15年1月16日から 平成25年1月14日まで	平成15年8月13日から 平成25年8月11日まで	平成16年7月1日から 平成26年6月28日まで

決議年月日	平成16年6月29日	平成17年6月22日	平成17年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6人 社外協力者 1人	当社取締役 10人 当社監査役 2人 当社従業員 423人	当社従業員 4人 社外協力者 1人
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 495株	普通株式 46,450株	普通株式 1,050株
付与日	平成16年8月18日	平成17年7月1日	平成17年8月25日
権利確定条件 (注) 3	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間 (注) 3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成16年8月18日から 平成26年8月9日まで	平成17年7月1日から 平成27年6月21日まで	平成17年8月25日から 平成27年6月22日まで

決議年月日	平成22年6月24日 (注) 4	平成22年6月24日 (注) 4	平成22年6月24日 (注) 4
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1人 当社従業員 170人 当社子会社の取締役 2人 当社子会社の従業員 146人 社外協力者 11人	当社取締役 1人 当社従業員 184人 当社子会社の取締役 2人 当社子会社の従業員 168人 社外協力者 10人	当社従業員 48人 当社子会社の従業員 43人 社外協力者 8人
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 5	普通株式 16,818株	普通株式 65,258株	普通株式 4,343株
付与日	平成22年7月1日	平成22年7月1日	平成22年7月1日
権利確定条件	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成22年7月1日から 平成27年8月10日まで	平成22年7月1日から 平成28年2月27日まで	平成22年7月1日から 平成28年4月24日まで

決議年月日	平成22年6月24日（注）4	平成22年6月24日（注）4	平成22年6月24日（注）4
付与対象者の区分及び人数	当社子会社の取締役 2人 社外協力者 1人	当社従業員 23人 当社子会社の取締役 2人 当社子会社の従業員 42人 社外協力者 10人	当社従業員 38人 当社子会社の取締役 2人 当社子会社の従業員 71人 社外協力者 4人
株式の種類別のストック・オプションの数（注）5	普通株式 216株	普通株式 2,776株	普通株式 3,615株
付与日	平成22年7月1日	平成22年7月1日	平成22年7月1日
権利確定条件	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成22年7月1日から平成28年8月30日まで	平成22年7月1日から平成28年12月11日まで	平成22年7月1日から平成29年4月19日まで

決議年月日	平成22年6月24日（注）4	平成22年6月24日（注）4	平成22年6月24日（注）4
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1人 当社従業員 60人 当社子会社の取締役 7人 当社子会社の監査役 1人 当社子会社の従業員 166人 社外協力者 8人	当社従業員 115人 当社子会社の取締役 1人 当社子会社の監査役 1人 当社子会社の従業員 199人 社外協力者 1人	社外協力者 1人
株式の種類別のストック・オプションの数（注）5	普通株式 27,157株	普通株式 7,753株	普通株式 72株
付与日	平成22年7月1日	平成22年7月1日	平成22年7月1日
権利確定条件	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成22年7月1日から平成30年6月26日まで	平成22年7月1日から平成31年6月30日まで	平成22年7月1日から平成31年8月25日まで

- （注）1. スtock・オプション数は株式数に換算して記載しております。
2. 平成16年9月21日付の株式分割（1：5）を考慮し、分割後の数に換算して記載しております。
3. 付与日から2年経過時点で付与数の一定割合の権利行使が可能となり、その後1年毎に段階的に権利行使割合が増加し、4年経過時点で付与数全ての権利行使が可能となります。ただし、付与日から2年経過時点、またその後1年毎の期間においても、「新株予約権（引受権）付与契約」に規定される一定の場合においては、権利行使が認められます。
4. 株式交換により、イー・モバイルより承継した新株予約権であります。
5. 新株予約権の目的である株式は、いずれも当社普通株式1.45株であり、「株式の種類及び付与数」には平成22年7月1日現在各被付与者が保有する各新株予約権の数に1.45を乗じて得られた株数の1株未満を切り捨てた数の全被付与者分の合計を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成24年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

決議年月日	平成13年9月10日	平成14年2月25日	平成14年8月6日
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	565	615	985
権利確定	—	—	—
権利行使	80	55	80
失効	485	560	5
未行使残	—	—	900

決議年月日	平成15年1月15日	平成15年8月12日	平成16年6月29日
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	285	3,115	32,490
権利確定	—	—	—
権利行使	5	545	—
失効	—	25	295
未行使残	280	2,545	32,195

決議年月日	平成16年 6 月29日	平成17年 6 月22日	平成17年 6 月22日
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	365	37,562	625
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	885	—
未行使残	365	36,677	625

決議年月日	平成22年 6 月24日 (注) 1	平成22年 6 月24日 (注) 1	平成22年 6 月24日 (注) 1
権利確定前 (株) (注) 2			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株) (注) 2			
前事業年度末	14,243	64,771	4,336
権利確定	—	—	—
権利行使	663	—	—
失効	346	1,040	331
未行使残	13,234	63,731	4,005

決議年月日	平成22年6月24日（注）1	平成22年6月24日（注）1	平成22年6月24日（注）1
権利確定前（株） （注）2			
前事業年度末	—	—	1,131
付与	—	—	—
失効	—	—	7
権利確定	—	—	1,124
未確定残	—	—	—
権利確定後（株） （注）2			
前事業年度末	216	2,762	2,402
権利確定	—	—	1,124
権利行使	—	—	—
失効	—	135	72
未行使残	216	2,627	3,527

決議年月日	平成22年6月24日（注）1	平成22年6月24日（注）1	平成22年6月24日（注）1
権利確定前（株） （注）2			
前事業年度末	16,355	6,984	72
付与	—	—	—
失効	114	223	—
権利確定	10,149	1,766	18
未確定残	5,939	4,736	53
権利確定後（株） （注）2			
前事業年度末	10,376	—	—
権利確定	10,149	1,766	18
権利行使	—	—	—
失効	100	24	—
未行使残	20,621	1,742	18

（注）1. 株式交換により、イー・モバイルより承継した新株予約権であります。

2. 新株予約権の目的である株式数は、いずれも当社普通株式1.45株であり、各被付与者が保有する権利確定前及び権利確定後の各新株予約権の数に1.45を乗じて得られた株式数の1株未満を切り捨てた数の全被付与者分の合計を記載しております。

②単価情報

決議年月日	平成13年9月10日	平成14年2月25日	平成14年8月6日
権利行使価格（円）	24,000	24,000	24,000
行使時平均株価（円）	35,966	40,043	37,548
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

決議年月日	平成15年1月15日	平成15年8月12日	平成16年6月29日
権利行使価格（円）	24,000	24,000	139,000
行使時平均株価（円）	47,264	37,626	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

決議年月日	平成16年6月29日	平成17年6月22日	平成17年6月22日
権利行使価格（円）	134,410	76,565	80,168
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

決議年月日	平成22年6月24日（注）	平成22年6月24日（注）	平成22年6月24日（注）
権利行使価格（円）	34,482	51,724	58,620
行使時平均株価（円）	38,467	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

決議年月日	平成22年6月24日（注）	平成22年6月24日（注）	平成22年6月24日（注）
権利行使価格（円）	58,620	58,620	82,758
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

決議年月日	平成22年6月24日（注）	平成22年6月24日（注）	平成22年6月24日（注）
権利行使価格（円）	82,758	82,758	82,758
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

（注）株式交換により、イー・モバイルより承継した新株予約権であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	19百万円	39百万円
未払費用	443	928
未収入金	366	—
貸倒引当金	1,511	1,314
端末関連評価損	2,035	1,731
減価償却費	2,058	1,918
投資有価証券	1,035	925
繰越欠損金	41,452	32,869
その他	369	207
繰延税金資産計	49,289	39,930
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	—	△596
その他有価証券評価差額金	—	△20
その他	—	△189
繰延税金負債計	—	△805
評価性引当額	△29,320	△16,573
繰延税金資産の純額	19,969	22,552

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.7%	40.7%
抱合せ株式消滅差損	△55.9	—
評価性引当額の増減	63.0	△86.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	19.8
その他	0.0	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.8	△26.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は2,388百万円減少(繰延税金負債は98百万円減少)し、法人税等調整額が2,371百万円、その他有価証券評価差額金が3百万円、繰延ヘッジ損益が78百万円、それぞれ増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産の金額は4,781百万円減少し、法人税等調整額は4,781百万円増加しております。

(企業結合等関係)

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(逆取得に係る注記)

平成22年7月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換を行っており、本株式交換は、イー・モバイルを取得企業、当社を被取得企業とする逆取得となる企業結合に該当します。また、平成23年3月31日を効力発生日として、当社を存続会社、イー・モバイルを消滅会社とする吸収合併を実施しております。

これらの企業結合の結果、連結子会社が存在しないため、連結財務諸表を作成しておりません。また、個別財務諸表においては、当社の帳簿価額を基礎として、取得企業であるイー・モバイルの資産及び負債を合併期日の前日に付された適切な帳簿価額により計上する方法を適用しています（パーチェス法を適用しておりません）。

そのため、企業結合年度において実施した逆取得の企業結合の概要及び被取得企業（当社）に対してパーチェス法を適用した場合の個別財務諸表に及ぼす影響額を以下に記載しております。

1. 企業結合年度において実施した逆取得の企業結合の概要

(1) 取得企業の名称及び事業の内容

イー・モバイル株式会社 移動体通信事業

当社を株式交換完全親会社、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換を行っておりますが、本株式交換は、イー・モバイルを取得企業、当社を被取得企業とする企業結合上の「逆取得」に該当します。

なお、平成23年3月31日を効力発生日として、当社（被取得企業）を存続会社、イー・モバイル（取得企業）を消滅会社とする吸収合併を実施し、共通支配下の取引として会計処理しております。

(2) 企業結合を行った主な理由

当社及びイー・モバイルは、両社から生み出される利益を源泉として効率的なグループ投資を可能とすること、両社の意思決定を一本化し事業環境の変化に対して積極的かつ迅速に対応することなど、一体となったグループ経営が両社の企業価値を早期に高める上で最善の選択であるとの認識を有するに至り、本株式交換を実施することといたしました。

(3) 企業結合日

平成22年7月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

本株式交換に伴う商号の変更はありません。

(6) 取得された議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式交換後の当社における株式交換前の当社株主及びイー・モバイル株主の議決権比率の構成、両社の総資産、売上高等の相対的な事業規模、経営戦略上の事業の重要性及び成長性の要素を総合的に比較検討した結果、実質的に支配を獲得する取得企業はイー・モバイルであると決定いたしました。

2. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	7,903百万円
繰延資産	△265百万円
資産合計	7,638百万円
流動負債	－百万円
固定負債	－百万円
負債合計	－百万円
純資産	7,638百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額7,903百万円が含まれており、効果が発現すると見積もられる期間（10年間）で定額法により償却しております。

(2) 損益計算書項目

売上高	－百万円
営業利益	△958百万円
経常利益	△866百万円
税引前当期純利益	△866百万円
当期純利益	△866百万円
1株当たり当期純利益	△249円88銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額958百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

NTT電話交換局内に設置したADSL通信設備及び無線基地局内に設置した無線通信設備の一部について、不動産賃貸借契約に基づき、撤去時の原状回復義務に従って発生する当該通信設備等の撤去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1年から9年と見積り、割引率は0.1%から1.2%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(注) 1	49百万円	346百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	35
時の経過による調整額	0	3
見積りの変更による増減額(注) 2	8	△21
資産除去債務の履行による減少額	—	△39
合併による増加額	290	—
期末残高	346	324

(注) 1. 前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(注) 2. 前事業年度において、資産除去債務の金額を算定する際に使用している見積り単価等を変更しております。

2. 資産除去債務のうち、貸借対照表に計上していないもの

当社は、データセンター及び一部の通信設備等について、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務を有しておりますが、事業を継続する上で移設、撤去が困難であり、原状回復義務の履行の蓋然性が極めて低いため、当事業年度末においては資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「無線事業」、「固定事業」の2つを報告セグメントとしております。

「無線事業」は、モバイルブロードバンド通信サービス、通信端末の開発及び販売等を提供しております。「固定事業」は高速インターネット接続サービス、ISPサービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は営業利益をベースとした数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		計	調整額 (注) 1	財務諸表 計上額
	無線事業	固定事業			
売上高					
外部顧客への売上高	160,069	44,674	204,743	—	204,743
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	160,069	44,674	204,743	—	204,743
セグメント利益	9,637	14,804	24,441	—	24,441
セグメント資産	259,745	15,882	275,626	76,686	352,312
その他の項目					
減価償却費	33,323	4,367	37,690	—	37,690
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	29,662	3,402	33,064	170	33,233

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

セグメント資産

(単位：百万円)

	当事業年度
全社資産 (注)	76,686
合計	76,686

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない流動性資産（現金及び預金）、繰延税金資産、長期投資資金（投資有価証券）、管理部門に係る資産等であります。なお、全社資産に含まれる有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費は、各報告セグメントに配分しております。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額170百万円は、報告セグメントに帰属しない本社建物等の全社資産170百万円であります。

【関連情報】

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソフトバンクモバイル株式会社	32,675	無線事業、固定事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	20,347円74銭	24,190円80銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	△6,207円28銭	4,320円98銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	4,167円80銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成23年3月31日)	当事業年度末 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	73,026	86,371
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	2,547	2,546
(うち優先株式払込金額 (百万円))	(2,500)	(2,500)
(うち優先株式配当額(百万円))	(47)	(46)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	70,480	83,825
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	3,463,752	3,465,180

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)		
当期純利益金額又は当期純損失金額 (△)(百万円)	△18,228	15,156
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	186	184
(うち優先配当額(百万円))	(186)	(184)
普通株式に係る当期純利益金額又は 当期純損失金額(△)(百万円)	△18,414	14,972
期中平均株式数(株)	2,966,548	3,464,940
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	199
(うち支払利息(税額相当額控除 後)(百万円))	—	(199)
普通株式増加数(株)	—	175,004
(うち新株予約権(株))	—	532
(うち新株予約権付社債(株))	—	174,472
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益金額の算 定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 (ストック・オプション) 200,508株 新株予約権付社債 195,647株	新株予約権 (ストック・オプション) 190,688株

(重要な後発事象)

1. スtock・オプション付与

当社は、平成24年6月22日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会において、当社の取締役、監査役及び従業員に対してストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議しました。

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 発行する株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 付与の対象者 | 当社取締役4名、監査役4名及び従業員1,215名のうち、新株予約権の引受けの申込みを行った者 |
| (3) 新株予約権の目的となる株式の数 | 57,939株 |
| (4) 新株予約権の割当日 | 平成24年7月1日 |
| (5) 権利行使価額 | 新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の(株)東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、100円未満の端数は切り捨てる。ただし、当該金額が新株予約権付与契約書締結日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。 |
| (6) 新株予約権の行使期間 | 自 平成24年7月1日 至 平成34年6月22日
ただし、新株予約権付与契約書に定められた制限に従う。 |

2. 自己株式（優先株式）の取得及び消却

当社は、平成24年6月22日開催の取締役会において、第1種優先株主からの取得請求により取得予定の当社発行第1種優先株式の全部について、会社法178条の規定に基づき、自己株式（優先株式）の消却を行うことを決議いたしました。

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 取得価額 | 1株につき110,958,070円
発行価額相当額100,000,000円、発行価額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率3.0%（1事業年度毎の複利計算とする）の利率で計算される金額10,958,070円を加算した金額であります。 |
| (2) 取得価額の総額 | 2,773,951,754円 |
| (3) 取得及び消却する株式の種類 | 第1種優先株式 |
| (4) 取得及び消却する株式の数 | 25株 |
| (5) 消却の方法 | その他利益剰余金より減額 |
| (6) 取得日 | 平成24年7月2日（予定） |
| (7) 第1種優先株式消却日 | 平成24年7月2日（予定） |

なお、第1種優先株式についての詳細は、第4『提出会社の状況』1『株式等の状況』に記載のとおりであります。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	1,726	123	0	1,848	853	165	996
構築物	17,270	896	9	18,157	2,068	606	16,089
機械設備	51,502	3,355	72	54,785	46,409	3,774	8,377
無線通信設備	157,214	23,408	261	180,361	64,828	18,498	115,533
端末設備	8,960	238	456	8,743	7,876	1,399	867
工具、器具及び備品	5,498	742	260	5,980	4,937	716	1,043
土地	307	0	—	307	—	—	307
建設仮勘定	4,851	27,124	26,965	5,009	—	—	5,009
有形固定資産計	247,327	55,887	28,023	275,191	126,971	25,158	148,220
無形固定資産							
商標権	10	—	—	10	4	1	6
ソフトウェア	62,344	6,294	5	68,633	43,483	11,964	25,151
施設利用権	14,969	1,111	—	16,080	1,843	756	14,237
ソフトウェア仮勘定	3,077	6,272	8,239	1,111	—	—	1,111
無形固定資産計	80,400	13,678	8,244	85,834	45,330	12,721	40,504
長期前払費用	6,038	1,691	200	7,530	1,917	1,709	5,613
繰延資産							
社債発行費	503	991	—	1,495	375	238	1,119
繰延資産計	503	991	—	1,495	375	238	1,119

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

構築物	中継局鉄塔設備等	624百万円
機械設備	通信設備の増加	3,355百万円
無線通信設備	データ通信サービス及び音声サービスの提供に関わる無線通信設備	23,408百万円
端末設備	宅内機器の増加	238百万円
建設仮勘定	データ通信サービス及び音声サービスの提供に関わる無線通信設備等	27,124百万円
ソフトウェア	通信ソフトウェア及び顧客管理システム等に関わるソフトウェア	5,480百万円
	ADSL及び伝送通信設備に関わるソフトウェア	814百万円
ソフトウェア仮勘定	通信ソフトウェア及び顧客管理システム等に関わるソフトウェア	6,272百万円

2. 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

無線設備	基地局の廃局に伴う除却	146百万円
------	-------------	--------

3. 当期末減価償却累計額又は償却累計額の欄には、減損損失累計額が含まれております。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
第2回無担保普通社債	平成17年 3月24日	9,000 (9,000)	— (—)	2.75	無担保	平成24年 3月26日
第3回無担保普通社債	平成21年 6月30日	1,515 (990)	525 (525)	0.81	無担保	平成24年 6月29日
第4回無担保普通社債	平成21年 9月30日	1,713 (858)	855 (855)	0.90	無担保	平成25年 3月29日
第5回無担保普通社債	平成22年 7月30日	200	200	1.95	無担保	—
第6回無担保普通社債	平成22年 9月30日	400 (200)	200 (200)	0.66	無担保	平成25年 3月29日
2011年満期ユーロ円建 転換社債型 新株予約権 付社債 (注) 2	平成16年 6月28日	3,000 (3,000)	— (—)	0.00	無担保	平成23年 6月28日
2016年満期ユーロ円建 転換社債型 新株予約権 付社債 (注) 3	平成21年 12月29日	10,860	10,822	3.50	無担保	平成28年 12月15日
2018年満期米ドル建普通社債	平成23年 4月1日	—	34,520	8.250	無担保	平成30年 4月1日
2018年満期ユーロ建普通社債	平成23年 4月1日	—	21,960	8.375	無担保	平成30年 4月1日
合計	—	26,688 (14,048)	69,082 (1,580)	—	—	—

(注) 1. () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債は、償還したため、当期末残高はありません。

3. 2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりです。本社債の繰上償還については、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

発行すべき株式の内容	イー・アクセス(株)普通株式
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価格	64,709円
発行価額の総額	10,645百万円
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額	一百万円
新株予約権の付与割合	100%
新株予約権の行使請求期間 (注) 1	平成22年1月12日から 平成28年12月1日まで
代用払込に関する事項	(注) 2

(注) 1. 本社債の繰上償還による新株予約権の行使請求期間の変更については、「第4提出会社の状況」の「1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 2. 本新株予約権を行使したときは、本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、本社債の価額は、その額面金額と同等とします。

4. 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
1,580百万円	－百万円	－百万円	－百万円	10,645百万円

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定 の長期借入金	20,712	29,099	3.34	—
1年以内に返済予定 のリース債務	696	185	2.64	—
長期借入金（1年以 内に返済予定のもの を除く）	177,665	105,676	3.59	平成25年～平成32年
リース債務（1年以 内に返済予定のもの を除く）	194	9	2.60	平成25年～平成27年
その他有利子負債				
割賦未払金	14,031	14,430	4.36	—
割賦未払金（1年 以内に返済予定の ものを除く）	9,707	7,359	4.26	平成25年～平成27年
計	223,004	156,758	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金、リース債務及び割賦未払金（1年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年内の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	30,915	37,165	26,427	5,009
リース債務	8	0	—	—
割賦未払金	6,255	1,104	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	3,520	3,457	733	2,787	3,457
貸倒引当金（長期）	190	174	18	173	174
貸倒引当金 計	3,710	3,630	750	2,960	3,630
災害損失引当金	77	—	74	2	—

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は洗替によるものであります。

2. 災害損失引当金の「当期減少額（その他）」は戻入によるものであります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

イ. 現金及び預金

区分		金額 (百万円)
現金		0
預金	当座預金	1,654
	普通預金	33,993
	外貨普通預金	252
	郵便貯金	24
	別段預金	42
	定期預金	4,100
	計	40,066
合計		40,066

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
個人顧客	8,421
ソフトバンクモバイル株式会社	8,351
株式会社ラネット	1,835
KDD I 株式会社	1,513
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1,268
その他	15,206
合計	36,595

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
30,263	214,980	208,649	36,595	85.1	56.9

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 商品

区分	金額 (百万円)
モバイル端末	4,415
合計	4,415

ニ. 貯蔵品

区分	金額 (百万円)
モバイル端末	9
販促物貯蔵品	66
合計	75

ホ. 未収入金

相手先	金額 (百万円)
個人顧客	32,053
株式会社コミュニチュア	24
Huawei Technologies Japan K.K	22
HTC Corporation	19
大明株式会社	19
その他	27
合計	32,163

② 負債の部

イ. 買掛金

相手先	金額 (百万円)
Huawei Technologies Japan K.K	1,929
東日本電信電話株式会社	546
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	505
NECアクセステクニカ株式会社	422
西日本電信電話株式会社	367
その他	1,824
合計	5,593

ロ. 未払金

相手先	金額 (百万円)
ソフトバンクモバイル株式会社	3,473
株式会社ヨドバシカメラ	1,748
株式会社ジャパネットたかた	1,427
個人顧客	1,063
大明株式会社	807
その他	11,644
合計	20,162

ハ. 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額（百万円）
株式会社みずほ銀行	18,750
株式会社三菱東京UFJ銀行	928
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行	2,878
クレディ・アグリコル銀行	210
シンジケートローン（注）	6,333
合計	29,099

（注）シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行、アイエヌジーバンクエヌ・ヴィ東京支店、クレディ・アグリコル銀行東京支店、株式会社三井住友銀行、株式会社あおぞら銀行、ユービーエス・エイ・ジー（銀行）東京支店を主幹事行とする、合計32金融機関（上記主幹事行を含む）からの協調融資によるものであります。

ニ. 1年内償還予定の社債

区分	金額（百万円）
第3回無担保社債（銀行保証付私募債）	525
第4回無担保社債（銀行保証付私募債）	855
第6回無担保社債（銀行保証付私募債）	200
合計	1,580

ホ. 社債

区分	金額（百万円）
第5回無担保社債	200
2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	10,822
2018年満期米ドル建普通社債	34,520
2018年満期ユーロ建普通社債	21,960
合計	67,502

ヘ. 長期借入金

相手先	金額（百万円）
株式会社みずほ銀行	76,762
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,400
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行	16,938
クレディ・アグリコル銀行	1,576
合計	105,676

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	第2四半期 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	第3四半期 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
売上高 (百万円)	47,605	96,592	149,124	204,743
税引前四半期(当期) 純利益金額 (百万円)	3,167	7,079	9,582	11,970
四半期(当期)純利益 金額 (百万円)	3,166	7,070	5,501	15,156
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	900.63	2,014.22	1,547.99	4,320.98

(会計期間)	第1四半期 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	第2四半期 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	第3四半期 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)	第4四半期 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり四半期純利 益金額 (円)	900.63	1,113.56	△466.10	2772.84

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日（注）
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	普通株式については該当事項はありません。以下の記述は第1種優先株式に関するものです。
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.eaccess.net/
株主に対する特典	平成24年3月31日現在の株主に対し、イー・モバイルのモバイル通信サービスを別表に記載する株主優待キャンペーン特別価格にて提供

（注） 当社では、会社法第459条第1項、定款第43条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により、一事業年度につき2回まで、9月30日及び3月31日以外の日を基準日と定めて、剰余金の配当をすることができます。

別表：

キャンペーン期間：2012年6月23日（土）～2012年7月29日（日）

株主優待キャンペーン内容：「株主優待キャンペーン」実施期間中に、新規ご契約またはLTE契約変更、機種変更をイー・モバイルホームページ内「株主優待サイト（<https://store.emobile.jp/yutai>）」よりお申し込みいただくと、下記のご優待特典をご提供いたします。この機会にぜひお申し込みください。

※株主様ご本人名義にて、新規ご契約、LTE契約変更、機種変更、各1回線ずつのお申し込みに限らせていただきます。

キャンペーン特典：

ご優待特典①	ご優待特典②	ご優待特典③	ご優待特④
購入時お支払い額 0円	契約事務手数料 無料 ※新規ご契約の場合	月額料金最大1ヶ月 無料*1	最大5,000円の 契約解除料割引

LTE契約変更とは：既にEMOBILE LTE以外の当社データ通信サービスをご契約のお客様が、新たにEMOBILE LTEをご契約されるにあたり、現在のデータ通信サービスのご契約の解約、EMOBILE LTEサービスの新規ご契約のお申し込みをいただくことをいいます。

機種変更とは：現在ご利用の端末に差し込まれているEM chip（USIMカード）を新しい端末に差し替えることでご利用いただけます。「データ通信サービス」をご契約の方が、スマートフォンに機種変更することはできません。また、「電話サービス」をご契約の方が、データ通信端末にLTE契約変更及び機種変更することもできません。

- ・LTE契約変更、機種変更いずれの場合も現在のご契約において長期契約割引を適用している場合、その経過期間に応じて契約解除料がかかります。
- ・ご契約者本人以外のお申し込みは受け付けられません。

	対象端末	対象料金サービス	月額料金	初期費用
EMOBILE LTE データ通信端末	GL01P	LTEフラット (にねん+アシスト1600) ★	3,880円 ※月額割適用*2	購入時お支払額 0円 [新規の方] 契約事務手数料 無料
	GL02P			
	GL03D			
スマートフォン	GS03	スマートプラン (シンプルにねん+ アシスト1200) ★	4,580円*3*4 (別途、通話料) 基本使用料 5,780円 + EMnet 月額使用料 315円 + 「月額割」適用で 1,100円割引*5	購入時お支払額 0円 [新規の方] 契約事務手数料 無料

(価格はすべて消費税込み)

*1：「EMnet」を除く有料オプションサービス、及びユニバーサルサービス料(5.25円/月)は、無料対象となりません。ユニバーサルサービス料は半年ごとに改定されることになっており、お客様のご負担額が変更となる場合がございます。

*2：LTEプラン（にねん+アシスト1600）及びデータ通信タイプ「フラット」ご加入の場合で、月額割1,600円割引の場合です。ご契約の翌月を1ヶ月目とし、24ヶ月目が満了月、満了月の翌月（移行月）より、「にねん」へ自動移行されます。

*3：ご契約の翌月を1ヶ月目とし、24ヶ月目が満了月、満了月の翌月（移行月）より自動的に「ベーシック（いちねん得割）」へ移行されます。

*4：基本使用料に音声通話料やSMS送信料等は含まれません。

*5：スマートプラン シンプルにねんでお申し込みいただいたお客様を対象に最大25ヶ月間、アシストを含む基本使用料から最大1,515円を割引します。なお「月額割」適用にはEMnetへの加入が必要となります。また、お客様のお申し出などによりEMnetが解除となった場合、お申し出の月をもって割引を終了します。

★2年間の契約継続が必要です。契約期間中にご契約を解除、または契約種別の変更をされた場合、契約解除料がかかります。

※最大通信速度はベストエフォート（規格上の最大速度）であり、実効速度として保証するものではありません。なお、通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります。

※GL01P及びGL02PについてはUSBモデムとしてのご利用はできません。

※LTEプランでは一部ご利用いただけない通信（ファイル交換、VPN通信など）があります。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。		平成23年6月24日 関東財務局長に提出。
(2) 有価証券報告書 及びその添付書類	(第12期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月27日 関東財務局長に提出。
(3) 内部統制報告書 及びその添付書類			平成23年6月27日 関東財務局長に提出。
(4) 確認書	(1) の有価証券報告書に係る確認書であります。		平成23年6月27日 関東財務局長に提出。
(5) 四半期報告書	(第13期第1四半期)	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月12日 関東財務局長に提出。
(6) 確認書	(4) の四半期報告書に係る確認書であります。		平成23年8月12日 関東財務局長に提出。
(7) 四半期報告書	(第13期第2四半期)	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	平成23年11月11日 関東財務局長に提出。
(8) 確認書	(6) の四半期報告書に係る確認書であります。		平成23年11月11日 関東財務局長に提出。
(9) 四半期報告書	(第13期第3四半期)	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	平成24年2月10日 関東財務局長に提出。
(10) 確認書	(8) の四半期報告書に係る確認書であります。		平成24年2月10日 関東財務局長に提出。
(11) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。		平成24年6月22日 関東財務局長に提出。
(12) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。		平成24年6月22日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月25日

イー・アクセス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小林 茂 夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小山 秀 明 ㊞
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・アクセス株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イー・アクセス株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、イー・アクセス株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月25日
【会社名】	イー・アクセス株式会社
【英訳名】	eAccess Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 千本 倅生
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項なし
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長千本倅生は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は事業拠点が単一であるため、当社全体を「重要な事業拠点」とし、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価範囲とした。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、評価及び見積を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし

5 【特記事項】

該当事項なし

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月25日
【会社名】	イー・アクセス株式会社
【英訳名】	eAccess Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 千本 倅生
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長 千本 倅生は、当社の第13期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。